伊勢広域環境組合ごみ処理施設整備事業に係る

環境影響評価方法書

要　約　書

令和２年５月

伊　勢　市

目　　次

第 1 章　都市計画決定権者の名称及び代表者の氏名並びに所在地 …… 1
1－1　都市計画決定権者の名称 …… 1
1－2　代表者の氏名 …… 1
1－3　主たる事務所の所在地 …… 1

第 2 章　対象事業の名称、目的及び内容 …… 3
2－1　対象事業の名称 …… 3
2－2　対象事業の目的 …… 3
2－3　対象事業の内容 …… 7

第 3 章　対象事業実施区域及びその周囲の概況（地域特性） …… 25

第 4 章　環境影響評価の項目の選定 …… 31
4－1　影響要因 …… 31
4－2　環境影響評価項目の選定 …… 32

第 5 章　方法書関係地域の範囲 …… 39

第 6 章　調査、予測及び評価の手法 …… 41
6－1　大気質 …… 41
6－2　騒音 …… 47
6－3　振動 …… 51
6－4　低周波音 …… 54
6－5　悪臭 …… 56
6－6　水質 …… 60
6－7　地下水の水質及び水位 …… 63
6－8　地盤 …… 66
6－9　土壌 …… 68
6－10　陸生動物 …… 71
6－11　陸生植物 …… 74
6－12　水生生物 …… 76
6－13　生態系 …… 79
6－14　景観 …… 83
6－15　廃棄物等 …… 86
6－16　温室効果ガス等 …… 87

第 7 章　その他 …… 89
7－1　環境影響評価方法書の作成者及び業務受託者の氏名及び住所 …… 89
7－2　事業内容等に関する問い合わせ窓口 …… 89

第1章　都市計画決定権者の名称及び代表者の氏名並びに所在地

1-1　都市計画決定権者の名称

伊勢市

1-2　代表者の氏名

伊勢市長　鈴木 健一

1-3　主たる事務所の所在地

三重県伊勢市岩渕１丁目７番29号

（参考）

事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名　称 ： 伊勢広域環境組合

代表者 ： 管理者　鈴木 健一

所在地 ： 三重県伊勢市西豊浜町 653 番地

（備考）

「三重県環境影響評価条例」（平成 10 年　三重県条例第 49 号）第 39 条において、対象事業を「都市計画法」（昭和 43 年　法律第 100 号）に規定する都市施設として都市計画に定める場合、事業者に代わるものとして、**都市計画決定権者が都市計画手続きと併せて環境影響評価手続きを行うこと**、とされている。

本事業は、「都市計画法」の手続きを伴う事業であることから、都市計画決定権者である伊勢市が、事業者である伊勢広域環境組合に代わり「三重県環境影響評価条例」に基づく環境影響評価手続きを行うものである。

第2章　対象事業の名称、目的及び内容

2-1　対象事業の名称

伊勢広域環境組合ごみ処理施設整備事業（以下、「本事業」という。）

2-2　対象事業の目的

2-2-1　対象事業の目的

伊勢広域環境組合（以下、「組合」という。）は、伊勢市、明和町、玉城町及び度会町（以下、「構成市町」という。）で構成している一部事務組合であり、ごみ処理施設、し尿処理施設及び斎場の運営維持管理を行っている。

ごみ処理施設は、平成８年４月に供用開始した可燃ごみ処理施設、平成７年２月に供用開始した粗大ごみ処理施設及び平成12年４月に供用開始したリサイクルプラザを有しており、構成市町から排出される一般廃棄物を適正に処理している。既存施設の概要は、表 2-1に示すとおりである。

可燃ごみ処理施設については、平成８年からの供用開始ではあるが、ごみピットを含む建築物の一部は昭和50年４月に供用開始した旧施設から活用しており、その多くは経過年数が45年となり、老朽化が著しい状況にある。また、平成19年度から平成23年度にかけて大規模修繕を実施したものの、エネルギー回収の増強を図る改造や建築物の改修は実施しておらず、適正処理、安定処理及び維持管理費等を考慮すると、新たな施設への更新が求められている状況にある。

粗大ごみ処理施設は供用開始後25年、リサイクルプラザは供用開始後20年が経過しており、可燃ごみ処理施設の更新を見据えて、より効率的な処理施設の整備が求められており、構成市町における唯一のごみ処理施設の更新に向けた具体的な検討を行う時期にきている。

以上の状況から、組合では構成市町における長期的視点に立ったごみ処理の適正処理、安定処理を維持するための基本的な考え方及びごみ処理施設の整備方針をとりまとめた「ごみ処理施設整備基本構想」（平成31年４月）（以下、「基本構想」という。）を策定した。

本事業は、構成市町におけるごみの適正処理、安定処理を維持するため、基本構想に基づき、老朽化しているごみ処理施設の更新を行うことを目的とする。

表 2-1　既存施設の概要

施設	可燃ごみ処理施設	粗大ごみ処理施設	リサイクルプラザ
所在地	伊勢市西豊浜町653番地		
処理対象区	構成市町（伊勢市・明和町・玉城町・度会町）		
敷地面積	約2.37ha		
処理能力・処理方式	・全連続燃焼式ストーカ炉 240t/日 （120t/24時間×2炉）	・横型回転式破砕機 30t/5時間 1基 ・剪断式破砕機 15ｔ/5時間 1基	・その他プラスチック製容器包装梱包設備 24t/5時間 1基 ・びん選別設備 10t/5時間 1基
供用開始	平成８年４月注) （平成19～23年度に大規模修繕を実施）	平成７年２月	平成12年４月

注）ごみピットを含む建築物の一部は、昭和 50 年４月に供用開始した旧施設から活用している。

2-2-2　ごみ処理の現状

組合の構成市町における年間ごみ排出量の実績は図 2-1に、１人１日当たりのごみ排出量の推移は図 2-2に示すとおりである。

平成26年度から平成30年度までの年間ごみ排出量及び１人１日当たりのごみ排出量の推移をみると、構成市町全体では減少傾向となっている。市町別にみると、伊勢市では減少傾向にあるが、明和町、玉城町、度会町は横ばいまたは増加傾向で推移している。

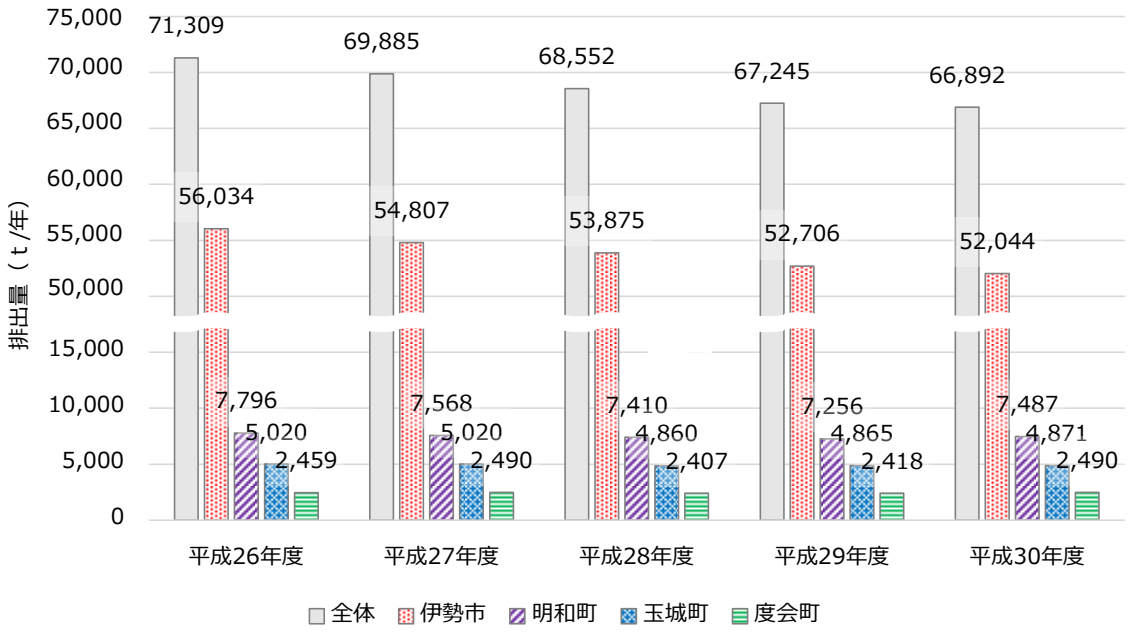

図 2-1　年間ごみ排出量実績の推移

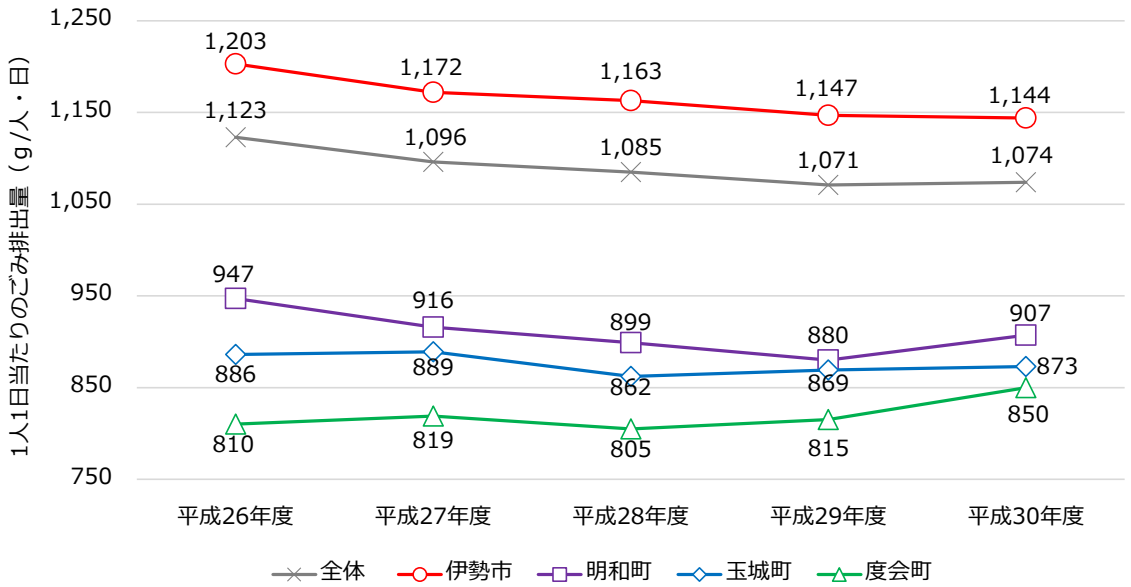

図 2-2　１人１日当たりのごみ排出量の推移

2-2-3　ごみ処理体系

構成市町における現在のごみ処理体系は、図 2-3に示すとおりである。

構成市町では、一部の資源物や直接埋立物を除き組合による中間処理を行っており、処理後の資源物や残さは組合からの民間委託によって資源化や最終処分をしている。

なお、処理体系については、今後検討を行う予定である。

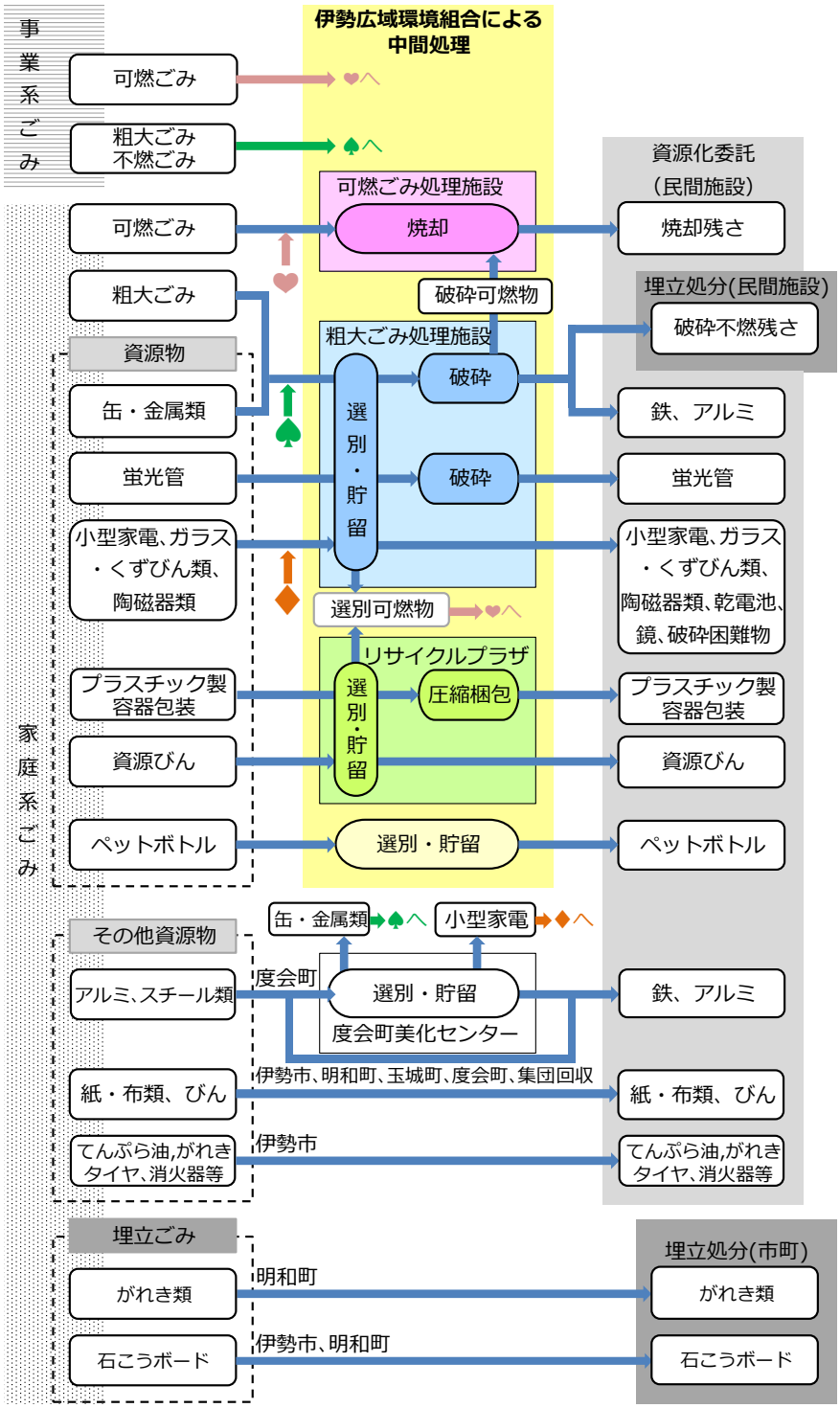

図 2-3　構成市町における現在のごみ処理体系

2-3　対象事業の内容

2-3-1　三重県環境影響評価条例に規定する対象事業の種類・内容

種類：廃棄物処理施設の設置事業

内容：ごみ焼却施設の設置

2-3-2　対象事業の規模

本事業において設置する可燃ごみ処理施設の処理能力は、表 2-2に示すとおりである。本事業は、可燃ごみ処理施設の一時間当たりの処理能力が約 8.8ｔであることから、三重県環境影響評価条例の対象事業（ごみ焼却施設の規模要件：４ｔ/ｈ以上）となる。

なお、粗大ごみや資源ごみの処理を行う、マテリアルリサイクル推進施設もあわせて整備する計画である。

表 2-2　可燃ごみ処理施設の処理能力

分類	処理品目	処理能力（ｔ/日）
焼却（可燃）	可燃ごみ	211注) （約 8.8ｔ/ｈ）

注）災害廃棄物を考慮した施設規模として、供用開始予定である令和８年度の計画処理量に 10%上乗せした施設規模としている。
なお、処理能力については、今後詳細な検討を行う予定であり、規模が小さくなる可能性もある。

2-3-3　対象事業実施区域の位置

対象事業の実施区域（以下、「対象事業実施区域」という。）の位置は図 2-4に示すとおりであり、伊勢市の西側に位置している。

本事業は「都市計画法」に基づく都市計画決定の変更手続きを伴うものであり、図 2-5に示すとおり、すでに都市計画ごみ処理場として都市計画決定されている既存施設の敷地に計画施設の敷地を追加し、一体として区域を設定する計画である。また、関連事業として、本事業にあわせて市道の付け替え整備を行う計画である。

対象事業実施区域周辺の航空写真は、図 2-6に示すとおりであり、周辺は主に耕作地や住宅地となっている。対象事業実施区域近傍をみると、北側、東側及び南側は田、雑種地等、西側は事業所となっており、南側には近鉄山田線や相合川が隣接している。

また、対象事業実施区域周辺の都市計画図は、図 2-7に示すとおりである。伊勢市都市計画図（平成27年12月　伊勢市）の区域区分によると、対象事業実施区域は、特定用途制限地域の第一種田園・集落地区に指定されているが、計画施設の整備にあたり、用途地域の変更手続き（幹線道路沿道流通・業務地区に変更）を、都市計画決定の変更手続き及び環境影響評価手続きとあわせて行う予定である。

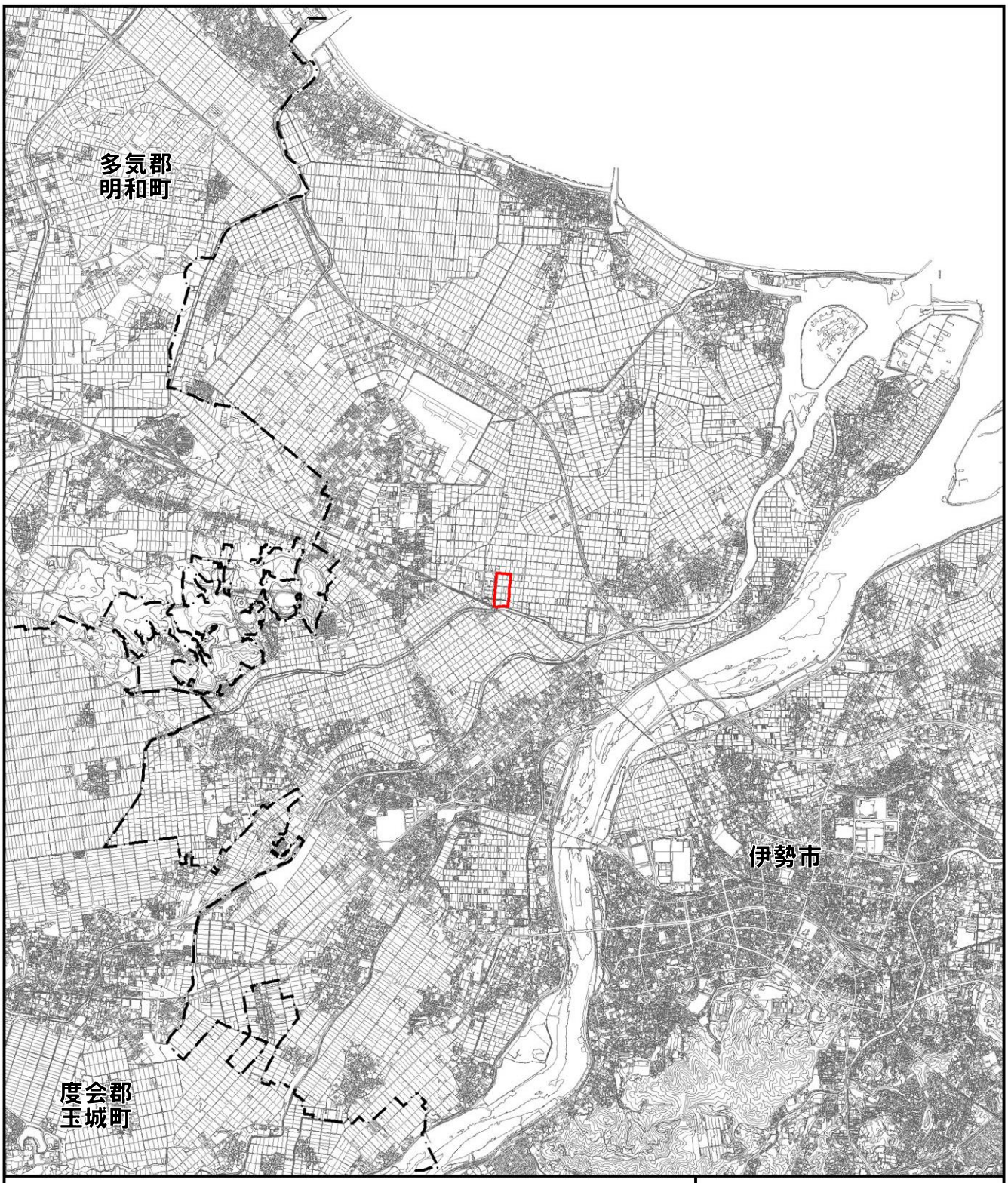

凡　例

対象事業実施区域

市町境

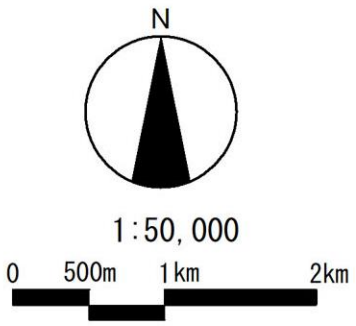

図 2-4　対象事業実施区域の位置

凡　例

- 対象事業実施区域
- 都市計画決定区域(変更後)
- 関連事業

N

1:2,500

0　25m　50m　100m

図 2-5　対象事業実施区域の位置（詳細）

凡　例

対象事業実施区域

市町境

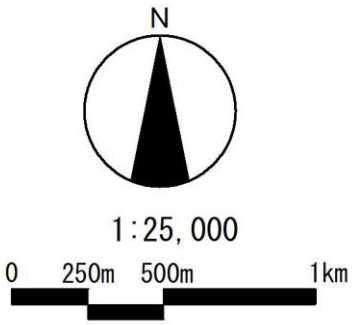

図 2-6　対象事業実施区域周辺の航空写真

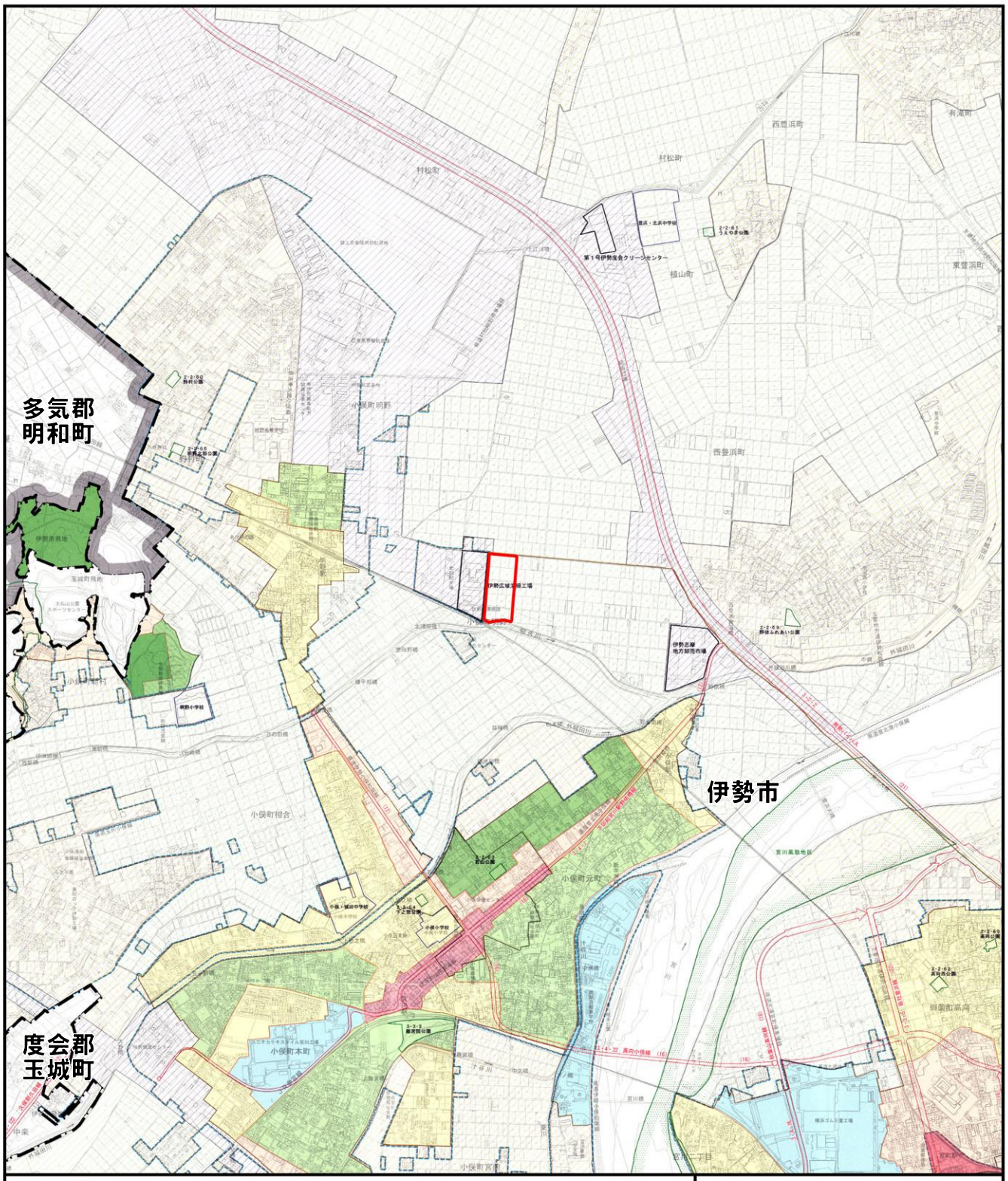

凡　例

- 対象事業実施区域
- 市町境
- 第一種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 工業地域
- 風致地区
- 第一種田園・集落地区
- 第二種田園・集落地区
- 幹線道路沿道流通・業務地区
- 準防火地域
- 都市計画道路
- 都市計画公園
- 都市計画学校
- 下水道区域(雨水)
- 下水道区域(汚水)
- 下水幹線
- 区画整理事業

N

1:25,000

0　250m　500m　1km

図 2-7　都市計画図

2-3-4　対象事業の内容に関する事項

1. 対象事業の基本コンセプト及び基本方針

本事業の基本コンセプトは以下のとおりである。

安全・安心を確保しつつ、循環型社会の形成と廃棄物エネルギーの有効利用にも配慮した、地域に親しまれる施設とします。

本事業の実施にあたっては、安全・安心が最も重要であるとの認識のもと、循環型社会の形成と廃棄物のエネルギー回収及びその有効利用に配慮するとともに、地域社会に貢献できる施設を目指す計画としている。

また、基本コンセプトの実現に向けて掲げている施設整備の基本方針は、表 2-3に示すとおりである。

表 2-3　施設整備の基本方針

基本方針１	**○安全・安心に配慮した施設** 事故がなく、環境負荷の少ない安全性に優れた、住民が安心して生活できる施設の整備を目指します。
基本方針２	**○構成市町で発生する一般廃棄物を安定的に処理できる施設** 構成市町で日々発生するごみを長期に渡り安定的に処理することができる信頼性に優れた施設の整備を目指します。
基本方針３	**○経済性・効率性に優れた施設** 施設整備における競争性を確保するとともに、施設整備費と維持管理費を含めたライフサイクルコストの低減を図った施設とします。
基本方針４	**○資源とエネルギーを高効率に回収し有効利用を図ることが可能な施設** 効率的な資源回収と最終処分量の低減を図り、循環型社会の形成に寄与できる施設の整備を目指します。
基本方針５	**○処理に伴う二酸化炭素等の排出量の低減が図られた環境に優しい施設** 処理プロセスによる温室効果ガスを可能な限り低減するシステムの構築および省エネルギーシステム、余熱利用計画等による地球温暖化の防止を図ります。
基本方針６	**○地域に開かれ親しまれる施設** 環境啓発や情報発信のための施設見学対応に加え、３Ｒ啓発のための機能などの施設も広く住民に開放し、周辺の景観との調和にも配慮することで、訪れた人が憩える、住民に広く親しまれる施設とします。
基本方針７	**○地域社会に貢献できる施設** 施設整備期間および施設の運営期間において、地域の企業や人材の育成、資源・エネルギーの地産地消等、地域に貢献できる施設の整備を目指します。
基本方針８	**○災害に強く災害時においても地域に貢献できる施設** 耐震化、浸水対策等の災害対策を講じ、大規模災害時の早期復旧・継続的な処理が行えることを目指した施設とするとともに、災害時のエネルギー供給や避難所等防災拠点の機能を備えることについても検討します。

2. 対象事業の内容の概略

本事業では、可燃ごみ処理施設のほかに粗大ごみや資源ごみの処理を行う、マテリアルリサイクル推進施設もあわせて整備する計画である。本事業において設置する可燃ごみ処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設（以下、「計画施設」という。）の諸元は、表 2-4に示すとおりである。

表 2-4　計画施設の諸元

項　目		計画諸元
所在地		三重県伊勢市西豊浜町 597 番地 1 ほか
事業実施区域		約 3.53ha （都市計画決定区域は約 6.05ha）
稼働目標年度		令和８年度
可燃ごみ処理施設	計画処理量	51,463ｔ/年
	処理能力	211ｔ/日（災害廃棄物を含む）
	処理方式	未定（焼却、溶融またはメタンガス化）
マテリアルリサイクル推進施設	処理対象物・処理能力	・粗大ごみ、缶・金属類：15　ｔ/日 ・乾電池：0.5　ｔ/日 ・蛍光管：0.5　ｔ/日 ・ガラス・くずびん類、陶磁器類：3　ｔ/日 ・資源びん：6　ｔ/日 ・ペットボトル：2　ｔ/日
	処理方式	破砕・選別、 選別または圧縮梱包

3. 本事業の整備手法

事業方式については、「基本構想」において、経済的にメリットがあると考えられる公設民営の５つの方式から選定を行っており、運営事業者選定における競争性の確保、費用負担などの観点から最も望ましいＤＢＯ方式※に決定した。

※施設を組合で所有し、設計･建設･運営･維持管理を民間事業者に一括発注する方式で、DBO は Design-Build-Operate（デザイン・ビルド・オペレイト）の略。

4. 対象事業の実施期間

本事業のスケジュール（予定）は、表 2-5に示すとおりである。

令和元年度より基本計画策定、令和２年度より三重県環境影響評価条例に基づく環境影響評価を実施し、環境影響評価手続きは令和４年度までの約３年間で行う計画である。

また、事業者の選定は令和４年度から行い、令和５年度に工事着工、その後、令和８年度から供用開始する計画である。

なお、既存施設の解体を計画施設の供用開始後に行う予定であり、詳細な時期は未定である。

表 2-5　本事業のスケジュール（予定）

	令和（西暦）							
	元年度 (2019)	２年度 (2020)	３年度 (2021)	４年度 (2022)	５年度 (2023)	６年度 (2024)	７年度 (2025)	８年度 (2026)
基本計画								
環境影響評価								
事業者選定								
施設整備								
試運転								
供用注)								

注）計画施設の供用開始後、既存施設の解体を行う予定である。

5. 土地利用計画

対象事業実施区域における土地利用計画図は、図 2-8に示すとおりである。

対象事業実施区域内には処理棟（可燃ごみ処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設）、管理棟、計量棟等の建築物、構内道路や駐車場、緑地等を配置する計画である。

なお、既存施設解体後の土地利用については未定である。

また、対象事業実施区域は幹線道路沿道流通・業務地区に用途地域を変更する予定であり、建ぺい率60％、容積率200％の指定を受ける。

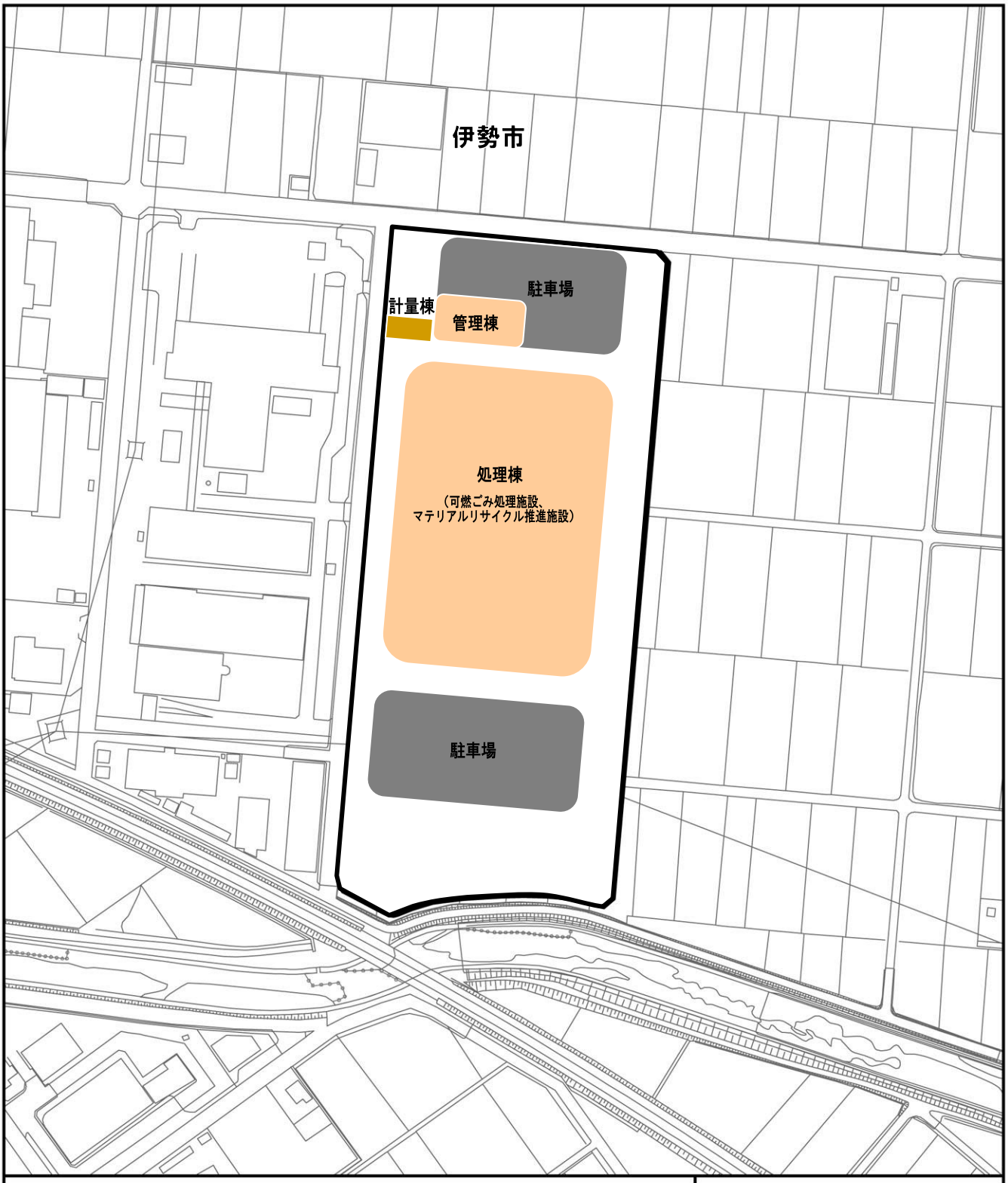

凡　例

対象事業実施区域

注）図は現段階でのイメージであり、詳細については今後検討を行う。

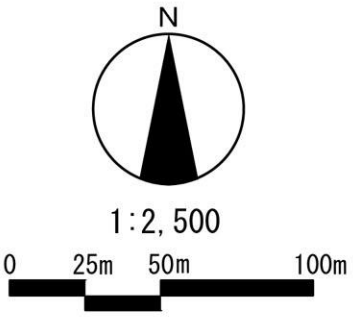

図 2-8　土地利用計画図

6. 工事計画

（１）工事工程及び工事内容

本事業の工事工程（予定）は、表 2-6に示すとおりである。

本事業の工事は、対象事業実施区域の造成工事、施設建設のための土木・建築工事、プラント設備工事及び外構工事を予定している。また、計画施設の供用開始後には既存施設の解体工事を行う計画であるが、詳細な時期は未定である。

表 2-6　工事工程表（予定）

項　目＼年　次	１年目	２年目	３年目	４年目	５年目～
造成工事	→	→			
土木・建築工事		→	→		
プラント設備工事			→		
外構工事			→	→	
試運転				→	
供用				→	→
既存施設解体工事				⇨	⇨

注）解体工事の実施時期は、未定である。

（２）工事用車両の主要走行ルート

工事用車両の主要走行ルートは、図 2-9に示すとおりである。

工事用車両は国道23号から対象事業実施区域北側の市道西豊浜明野線を走行し、対象事業実施区域に進入する計画である。

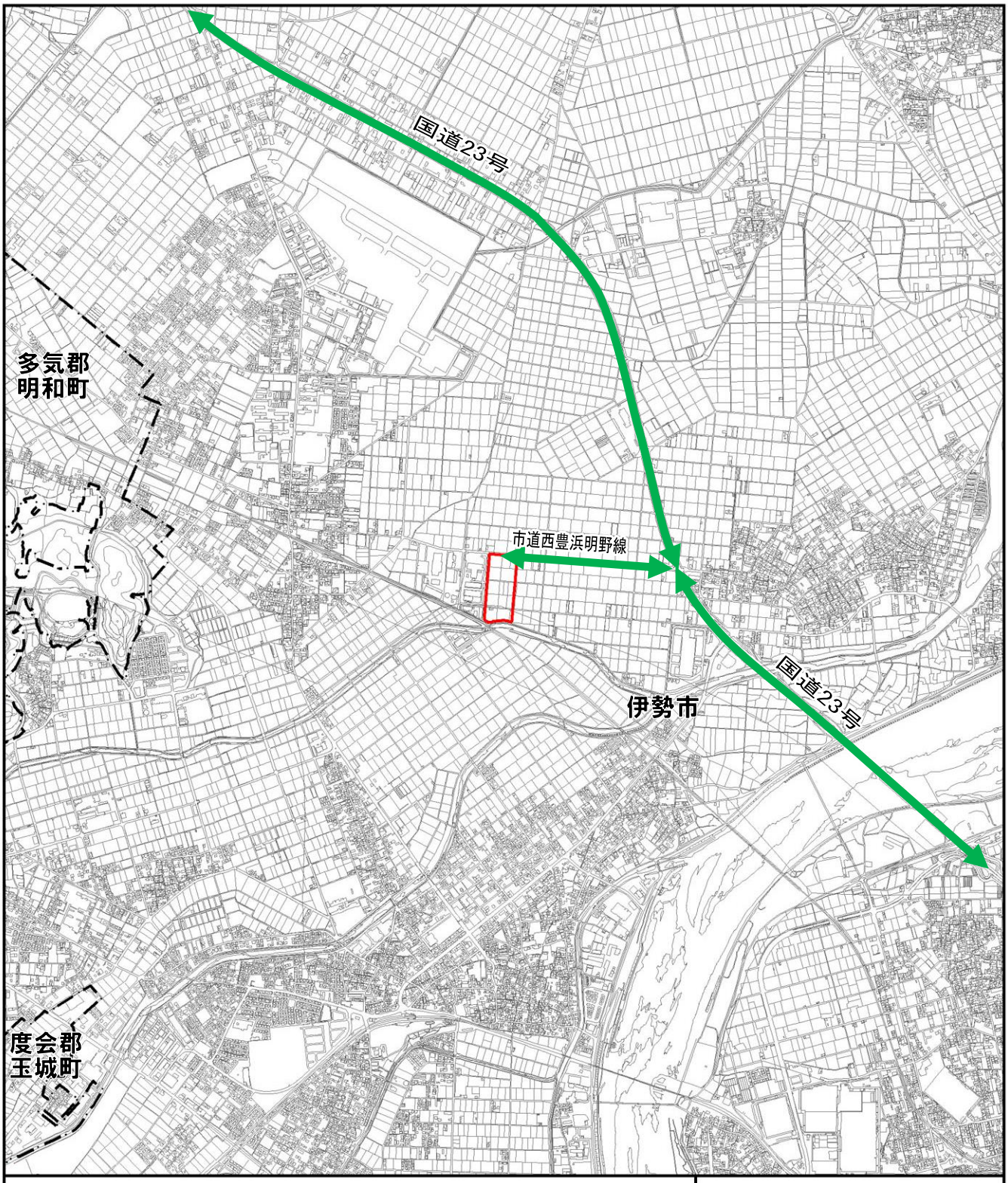

凡　例

- 対象事業実施区域
- 市町境
- 工事用車両の主要走行ルート

N

1:25,000

0　250m　500m　1km

図 2-9　工事用車両の主要走行ルート

7. 供用計画

（1）供用施設計画

① 給水計画

計画施設では上水または井水を利用する計画である。その他、一部場内での再利用水をプラント用水として利用する計画である。

② 排水計画

計画施設からの排水のうち、プラント系排水（洗車排水、ボイラー排水等）については排水処理設備で適正に処理した後、下水道放流または場内利用する計画であり、公共用水域への排水は行わない。また、生活系排水については現在検討中であり、下水道放流または浄化槽にて処理後、公共用水域に放流する計画である。その他、雨水排水については、公共用水域に放流する計画としている。

（2）運転計画

① 施設の運転計画

計画施設の運転計画は、表 2-7 に示すとおりである。

可燃ごみ処理施設については、年間稼働日数は１炉当たり 280 日、稼働時間は 24 時間連続稼働とする計画である。

表 2-7 計画施設の運転計画

施設	年間稼働日数	稼働時間
可燃ごみ処理施設	１炉当たり280日	24時間連続稼働
マテリアルリサイクル推進施設	245日	５時間/日注)

注）マテリアルリサイクル推進施設の稼働時間については現段階の計画であり、今後詳細な検討を行う予定である。

② ごみの搬入計画

計画施設へのごみの搬入計画は、表 2-8 に示すとおりである。

受入日時は平日（月曜日～金曜日）の８時 30 分～16 時 45 分とし、原則として土日祝日等は搬入を行わない。

表 2-8 ごみの搬入計画

項　　目	内　　容
受入日	平日（土日祝日、休日、年末年始を除く）
受入時間	８時30分～16時45分

③ ごみ搬入車両等の関係車両の運行計画

ごみ搬入車両等の主要走行ルートは、図 2-10 に示すとおりである。

既存施設と同様に、国道 23 号等の幹線道路を基本とし、対象事業実施区域北側の市道西豊浜明野線から対象事業実施区域に進入する計画である。

また、関係車両としては、ごみ搬入車両、施設職員の通勤車両のほか、薬品等運搬車両や副生成物を運搬する車両、直接搬入車両等がある。

なお、参考として、既存施設における平成 30 年度のごみ搬入車両台数の実績値は、１日当たり 180 台程度となっている。

（３）余熱利用計画

ごみの処理に伴って発生する余熱の利用について、既存施設では行っていないが、計画施設では電気や蒸気として場内利用するほか場外にも供給し、20.5%以上のエネルギー回収率とする計画である。

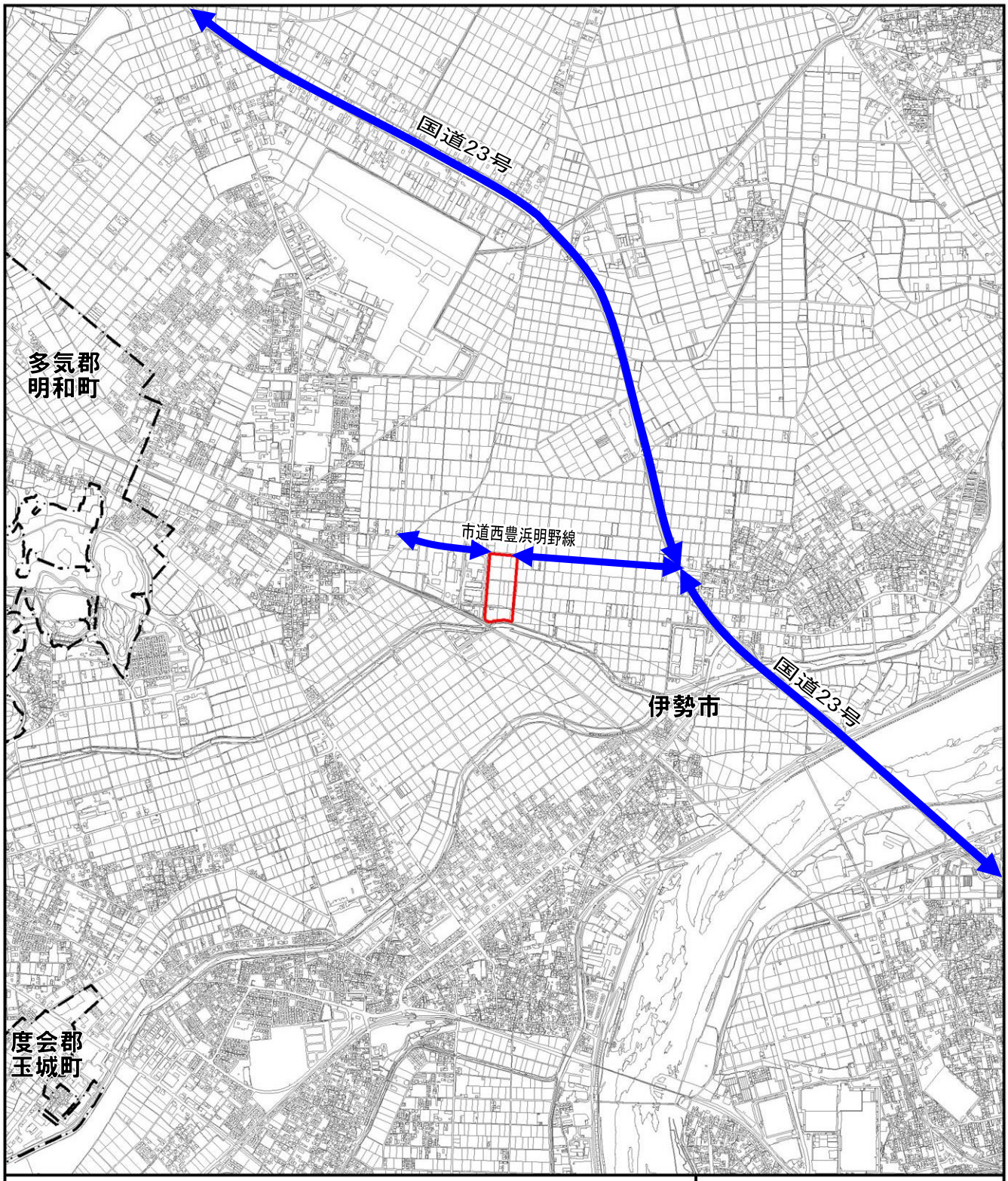

凡　例

対象事業実施区域

市町境

ごみ搬入車両等の主要走行ルート

N

1:25,000

0　250m　500m　1km

図 2-10　ごみ搬入車両等の主要走行ルート

8. 環境保全計画

（1）大気質

計画施設における煙突からの排ガスに係る基準値は、表 2-9に示すとおりである。

近年の排ガス処理技術の動向や他都市における公害防止計画の状況を踏まえ、「大気汚染防止法」等の関係法令の基準値と同等またはそれよりもさらに厳しい値を自主基準値（施設の運転にあたって、自主的に設けた基準）とする計画であり、今後具体的な検討を行っていく。

また、既存施設においても自主基準値を設定しているが、計画施設ではこれよりもさらに厳しい基準値とし、環境への影響の低減を図る。

表 2-9　排ガスに係る基準値

項　　目	単位	法規制値等[注1)]		〈参考〉既存施設の自主基準値[注1)]
ばいじん	g/m^3_N	0.04	大気汚染防止法	0.02
硫黄酸化物	ppm	－	大気汚染防止法	100
	K値	17.5		－
塩化水素	ppm	430	大気汚染防止法	(215)
	mg/m^3_N	700		350
窒素酸化物	ppm	250	大気汚染防止法	150
水銀	$\mu g/m^3_N$	30	大気汚染防止法	－[注2)]
ダイオキシン類	$ng\text{-}TEQ/m^3_N$	0.1	ダイオキシン類対策特別措置法	0.5[注3)]

注１）排ガス濃度は酸素濃度 12%換算値。
注２）「大気汚染防止法」の改正に伴い、平成 30 年４月１日より廃棄物焼却炉から排出される水銀について排出基準が設けられており、既存施設に対する法規制値は $50\mu g/m^3_N$ となる。
注３）「ダイオキシン類対策特別措置法」の制定に伴い、平成 12 年１月 15 日より廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類について排出基準が設けられており、既存施設に対する法規制値は $1ng\text{-}TEQ/m^3_N$ となる。

（2）騒音・振動

施設からの騒音・振動に係る基準値は、表 2-10に示すとおりである。

対象事業実施区域は用途地域の定めがないため、「騒音規制法」及び「振動規制法」等に基づく規制基準は適用されないが、「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づく基準が適用される。

表 2-10　騒音・振動に係る基準値

単位：デシベル

項目	区分		規制基準値注)
騒音	朝	６時～８時	55
	昼間	８時～19 時	60
	夕	19 時～22 時	55
	夜間	22 時～翌日６時	50
振動	昼間	８時～19 時	65
	夜間	19 時～翌日８時	60

注）計画施設の整備にあたり、用途地域の変更手続きを行うが規制基準値は現状と同様の値となる。

（３）悪臭

計画施設における施設からの悪臭に係る基準値は、表 2-11（1）、（2）に示すとおりである。

対象事業実施区域は都市計画区域内であり、「悪臭防止法」及び「悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準」の規定に基づく物質濃度規制に係る規制基準が適用される。

表 2-11（1）　悪臭に係る基準値（敷地境界）

特定悪臭物質名	規制基準（ppm）	特定悪臭物質名	規制基準（ppm）
アンモニア	1	イソバレルアルデヒド	0.003
メチルメルカプタン	0.002	イソブタノール	0.9
硫化水素	0.02	酢酸エチル	3
硫化メチル	0.01	メチルイソブチルケトン	1
二硫化メチル	0.009	トルエン	10
トリメチルアミン	0.005	スチレン	0.4
アセトアルデヒド	0.05	キシレン	1
プロピオンアルデヒド	0.05	プロピオン酸	0.03
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ノルマル酪酸	0.001
イソブチルアルデヒド	0.02	ノルマル吉草酸	00009
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	イソ吉草酸	0.001

表 2-11（2）　悪臭に係る基準値（気体排出口）

規制対象物質	アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、 プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、 イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、 イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、 メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン（13 物質）
排出口における規制基準（排出量）の算出式	$q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$ q ：流量（m^3_N/秒） He：補正された排出口の高さ（m） Cm：敷地境界線の地表における規制基準値（ppm）

2-3-5　対象事業に係る許認可等

本事業に係る環境影響評価と関連が深い許認可等及びその根拠法令等は、表 2-12に示すとおりである。

表 2-12　本事業に係る許認可等

許認可等	根拠法令等
建築物の建築等に関する申請及び確認	建築基準法
市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
ばい煙発生施設の設置の届出	大気汚染防止法
特定施設の届出	水質汚濁防止法
特定施設の届出	ダイオキシン類対策特別措置法
特定施設の届出（騒音）	三重県生活環境の保全に関する条例
特定施設の届出（振動）	三重県生活環境の保全に関する条例
一定規模以上の土地の形質変更の届出	土壌汚染対策法

2-3-6　計画施設と既存施設の比較

可燃ごみ処理施設について、計画施設と既存施設の処理能力等の施設概要の比較は、表 2-13に示すとおりである。

計画施設は、既存施設よりも処理能力が小さくなる計画である。また、既存施設では行っていないが、計画施設ではエネルギー回収（発電または余熱利用）を行うなど、より環境に配慮した施設とする。

表 2-13　可燃ごみ処理施設の計画施設と既存施設の比較

項　　目		計画施設	既存施設
施設の概要	処理能力	211ｔ/日	240ｔ/日
	焼却処理方式	（未定）	ストーカ式
	エネルギー利用	発電、給湯、冷暖房等	なし
	エネルギー回収率	20.5%以上	なし
	煙突高さ	未定（45m以上）	45m

第3章　対象事業実施区域及びその周囲の概況（地域特性）

対象事業実施区域及びその周囲の概況は、既存資料等により把握した。

調査範囲は、「第５章　方法書関係地域の範囲」に示すとおり、工作物の供用・稼働（可燃ごみ処理施設の稼働）において排出される大気汚染物質及び悪臭物質の最大着地地点を考慮し、対象事業実施区域から半径約３kmの範囲を基本とし、市町単位の統計等については半径約３kmにかかる伊勢市、明和町、玉城町に加え構成市町である度会町も対象とした。

対象事業実施区域及びその周辺における地域特性の概要は、表 3-1(1)～(5)に示すとおりである。

表 3-1(1)　地域特性の概要

項目	地域特性の概要
気象	・対象事業実施区域は伊勢平野地域に位置しており、南北に長く広いため気候に地域差が出ている。また、冬期には鈴鹿おろしと呼ばれる鈴鹿山脈から北西の季節風が強く吹き、寒くなるのが特徴である。 ・小俣気象観測所（対象事業実施区域から北西側約1.2km）の観測結果によると、平成27年～令和元年の５年平均値は、年間平均気温が16.0℃、年間降水量が1,993.6mmであり、令和元年の風配図をみると風向出現頻度は西北西の風が19.0%と最も多く、年間平均風速は2.6m/秒となっている。
大気質	・伊勢厚生中学校測定局（対象事業実施区域から南東約3.5km）における平成30年度の測定結果をみると、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、ダイオキシン類は環境基準を達成しているが、光化学オキシダントについては環境基準を達成していなかった。 ・明星小学校測定局（対象事業実施区域から西北西約3.7km）における平成30年度の測定結果をみると、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質は環境基準を達成しているが、光化学オキシダントについては環境基準を達成していなかった。
騒音	・環境騒音については伊勢市内の１地点で調査されており、平成30年度の調査結果をみると夜間の等価騒音レベルは環境騒音の環境基準を超過しているが、昼間の等価騒音レベルは環境騒音の環境基準を達成している。 ・道路交通騒音については伊勢市内の３地点で調査されており、平成30年度の調査結果をみると道路交通騒音の環境基準が適用される地点２については環境基準を達成している。
振動	・「令和元（2019）年版　環境白書」（令和元年11月　三重県）によると、三重県では環境振動調査は、実施されていない。 ・道路交通振動については伊勢市内の１地点で調査されており、平成30年度の調査結果をみると要請限度以下の値となっている。
悪臭	・伊勢市、明和町及び玉城町は、悪臭防止法に基づく特定悪臭物質濃度規制が行われている。 ・「令和元（2019）年版　環境白書」（令和元年11月　三重県）によると、対象事業実施区域周辺では悪臭の測定は行われていない。

表 3-2(2)　地域特性の概要

項目	地域特性の概要
水象	・対象事業実施区域の東側には、宮川（一級河川）が流れており、河口付近で分派し伊勢湾に注いでいる。 ・対象事業実施区域の南側には伊勢湾に注ぐ二級河川である外城田川が流れており、その支流である相合川が対象事業実施区域南側に隣接している。
水質	・「生活環境の保全に関する環境基準（河川）」において、宮川（下流）はＡＡ類型、外城田川（上流）はＢ類型、外城田川（上流）はＣ類型に設定されている。なお、相合川については類型指定はされていない。 ・対象事業実施区域最寄りの調査地点である相合川の近鉄ガード下における平成30年度の調査結果は、参考として環境基準（類型ＡＡ）と比較してみると、大腸菌群数以外の項目で環境基準を満足している。 ・外城田川の野依橋において河川のダイオキシン類調査が実施されており、平成30年度の調査結果をみると環境基準を満足している。
地下水	・対象事業実施区域周辺では、地下水の水質常時監視を１地点で実施しており、平成29年度の調査結果をみると、テトラクロロエチレンの調査結果は環境基準を超過していたが、それ以外の項目においては、環境基準を満足している。
土壌	・対象事業実施区域周辺には、表層腐植質多湿黒ボク土壌や中粗粒灰色低地土壌・灰褐系、細粒黄色土壌・斑紋ありなどが分布しており、対象事業実施区域内は、表層腐植質多湿黒ボク土壌及び中粗粒灰色低地土壌・灰褐系となっている。 ・対象事業実施区域及びその周辺では、土壌汚染対策法に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域に指定されている区域はない（令和２年４月28日現在）。 ・土壌のダイオキシン類調査については、対象事業実施区域周辺では平成29年度において、伊勢市立御薗第二保育園及び明星地内で調査が実施されており、いずれの地点においても環境基準を満足している。
地形・地質	・対象事業実施区域及びその周辺の地形は、低平な台地と低地の地形が大半を占めており、丘陵の間を流れる河川によって、数段の段丘が形成されている。また、対象事業実施区域は中位段丘及び谷底平野・氾濫平野となっている。 ・対象事業実施区域東側を流れる宮川沿岸には段丘や沖積低地が発達しており、伊勢湾に沿って三角州、海岸平野及び砂洲などが広がっている。 ・対象事業実施区域及びその周辺の表層地質は、氾濫原、後背湿地及び谷底低地堆積物や低位段丘堆積物が広く分布している。 ・「自然のレッドデータブック・三重−三重県の保護上重要な地形・地質及び野生生物−」（1995年　三重自然誌の会）によると、対象事業実施区域北東側に位置する宮川河口の三角州が重要な地形・地質とされている。
日照	・対象事業実施区域近傍には、畑や農地が広がっており、日照阻害の要因となる高層の人工構造物は存在しない。
電波	・対象事業実施区域近傍には、電波障害の要因となる高層の人工構造物は存在しない。

表 3-3(3)　地域特性の概要

項目	地域特性の概要
動物	既存文献等(「三重県レッドデータブック　2015～三重県の絶滅のおそれのある野生生物～」(2015年３月　三重県農林水産部みどり共生推進課) 及び「いきものログ」(環境省　生物多様性センターホームページ)) によると、対象事業実施区域周辺における動物相の状況は以下のとおりである。 ・哺乳類：確認されている重要種は、ヤマネ、カモシカ等の５目10科16種。 ・鳥類：確認されている重要種は、コクガン、オジロワシ等の11目26科61種。 ・両生類：確認されている重要種は、カスミサンショウウオ、ニホンヒキガエル等の２目３科３種。 ・爬虫類：重要種は確認されていない。 ・昆虫類：確認されている重要種は、コバネアオイトトンボ、タガメ等の10目59科135種。 ・貝類・底生動物：確認されている重要種は、イボキサゴ、シオマネキ等の14目51科89種。
植物	・陸生植物相については、動物と同様の既存文献等によると、対象事業実施区域周辺において確認されている重要種は、ヒキノカサ、マメナシ等の34目65科191種。 ・植生の状況について、「自然環境保全基礎調査（第６回・第７回)」(環境省ホームページ）によると、対象事業実施区域周辺は水田雑草群落及び畑雑草群落などが広がっており、対象事業実施区域の西側は工場地帯となっている。また、対象事業実施区域南側に位置する相合川の河川敷においても、水田雑草群落等が広がっている。 ・特定植物群落は明和町の「斎宮のハナショウブ」１ヵ所となっており、対象事業実施区域内には分布していない。
水生生物	・魚類について、動物と同様の既存文献等によると、対象事業実施区域周辺において確認されている重要種は、ネコギギ、ニホンウナギ等の７目14科30種。
生態系	・伊勢市、明和町及び玉城町は伊勢平野に位置しており、伊勢平野は水田やため池、丘陵地、河川、干潟などの多様な環境で構成されている。 ・対象事業実施区域周辺は、北側には海が位置し、南東側から一級河川の宮川が注ぎ、河口には発達した中洲や干潟が見られる。宮川と並行し、外城田川やその支川の相合川が流れており、対象事業実施区域の南側は相合川に接している。 ・対象事業実施区域の約２km西側には大仏山の丘陵地、約６km南東側には伊勢志摩国立公園から繋がる丘陵地が広がっており、対象事業実施区域はこれらの丘陵地と海に囲まれた平坦地に位置している。平坦地は水田雑草群落が広がっているが、沿岸部や平地の一部には工業地帯を含むまとまった人工改変地が分布している。 ・このような地形や土地利用の状況から、伊勢湾沿岸および宮川河口の三角洲と、そこから繋がる宮川や外城田川には水系のネットワークが存在し、シギ・チドリ類などの繁殖、中継、越冬の場所となっており、これらの生息基盤として、干潟には海浜植生や貝類の分布、河川域には河畔林やヨシ群落が見られる。 ・対象事業実施区域周辺の耕作地や社寺林などのまとまった緑地帯は、ネズミ類やノウサギ及びタヌキなどといった草原性中型動物の生息地となっており、さらにそれらを餌とする猛禽類などの餌場環境の一部であると考えられる。 ・対象事業実施区域周辺に広がる水田耕作地は、春季から夏季は水田に水が入り、湿潤な環境が出現するが、これらは水生昆虫や両生類の生息環境となり、秋季から冬季は乾いた草地や土壌に生息する小型哺乳類、鳥類の生息環境となることから、季節の環境変化に応じた生態系が形成されている。

表 3-4(4)　地域特性の概要

項目	地域特性の概要
人と自然との触れ合いの活動の場	・対象事業実施区域及びその周辺の人と自然との触れ合いの活動の場としては、桜の名所である宮川堤公園や伊勢神宮ゆかりの離宮院公園などがあげられる。
景観	・対象事業実施区域及びその周辺には、「第３回自然環境保全基礎調査　三重県自然環境情報図」（平成元年　環境庁）において指定されている景観資源は存在しない。 ・主要な眺望点としては、宮川堤公園や大仏山公園などがあげられる。
歴史的文化的な遺産	・対象事業実施区域及びその周辺には、「田垣外出雲遺跡」や「ママ田遺跡」等の埋蔵文化財包蔵地がある。なお、対象事業実施区域内には、周知の埋蔵文化財包蔵地は確認されていない。 ・対象事業実施区域及びその周辺には、指定文化財等は存在していない。
人口	・令和元年10月１日現在、伊勢市には51,998世帯、123,631人、明和町には8,182世帯、22,584人、玉城町には5,393世帯、15,192人、度会町には2,703世帯、7,892人が居住している。 ・４市町における平成27年から令和元年の人口の推移は、全体的に減少傾向にある。
産業	・平成28年６月１日現在、伊勢市の事業所数の合計は6,635事業所であり、卸売業、小売業が1,872事業所と最も多い。なお、従業者数の合計は53,975人となっている。
農業	・平成27年２月１日現在、伊勢市の総農家数は2,237戸であり、そのうち１,515戸が販売農家となっている。
林業	・平成27年２月１日現在、伊勢市の経営体数は12経営体であり、保有山林面積は43,668aである。
工業	・伊勢市の平成30年の事業所数は228事業所であり、従業者数は8,540人、製造品出荷額等は23,537,758万円である。
商業	・伊勢市の事業者数は1,653事業所であり、従業者数は10,631人、平成25年１月１日～平成25年12月31日の年間商品販売額は262,374百万円である。
土地利用	・平成29年１月１日現在、伊勢市は山林の割合が40.3%と最も多くなっており、次いで田が22.8%、宅地が20.0%となっている。 ・明和町及び玉城町では田が最も多く、それぞれ48.8%、37.9%となっている。また、度会町では山林が最も多く、80.7%を占めている。 ・対象事業実施区域及びその周辺は田が広がっており、対象事業実施区域西側に隣接して既存工場がある。また、一部にその他の農用地や低層建物、工場等がある。
漁業権	・対象事業実施区域東側を流れる宮川において、第５種共同漁業権が設定されており、また対象事業実施区域北側に位置する伊勢湾において、共同漁業権及び区画漁業権が設定されている。
水道水源	・対象事業実施区域周辺には、伊勢市に４ヵ所、明和町に１ヵ所、玉城町に１ヵ所の水道水源地がある。なお、このうち伊勢市の宮川水源地については、令和２年度に休止予定である。
農業用水	・宮川及び宮川水系の主な水利用の一つとして、農業用水があげられる。 ・「国営宮川用水農業水利事業」により農業水利施設が完成し、現在では宮川周辺の１市４町（伊勢市、多気町、明和町、大台町、玉城町）に広がる農地約4,600haにてかんがい用水として利用しており、対象事業実施区域周辺の水田も含まれている。
工業用水	・「みえの工業用水道」（令和元年　三重県企業庁工業用水道事業課）によると、伊勢市、明和町、玉城町及び度会町には工業用水の配水はない。

表 3-5(5)　地域特性の概要

項目	地域特性の概要
主要道路の交通量	・対象事業実施区域周辺の主要道路として国道23号、伊勢小俣松阪線及び鳥羽松阪線等があげられる。 ・平成27年度の調査結果をみると、昼間12時間自動車類交通量上下合計は36,465台、昼間12時間大型車混入率は5.9%となっている。 ・最寄りの調査地点である伊勢小俣松阪線では、昼間12時間自動車類交通量上下合計は6,435台、昼間12時間大型車混入率は4.6%となっている。
鉄道	・対象事業実施区域の周辺には、近鉄山田線、近鉄鳥羽線や参宮線（ＪＲ）があり、対象事業実施区域近傍には近鉄山田線の明野駅及び小俣駅などがある。 ・１日平均乗降者数は明野駅で1,182人、小俣駅で366人である。
学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設	・学校等の教育施設は34施設（幼稚園除く）、幼稚園及びこども園等の教育施設（保育園含む）は38施設、老人ホーム等の福祉施設は37施設、病院は14施設が存在する注)。 ・対象事業実施区域の近傍には存在せず、最寄りの施設としては、西側約600ｍに位置する福祉施設である「ケアパートナー　森伸小俣」及び「ケアパートナー　森伸明野」があげられる。 ・最寄住居は相合川や近鉄山田線を挟んで対象事業実施区域南側約80ｍの位置及び対象事業実施区域西側約350ｍの位置にあり、まとまった住宅地が存在する最寄りの地区は、西側の伊勢市小俣町明野及び南東側の伊勢市小俣町元町となっている。
上下水道等の整備状況	・平成28年度末において、伊勢市の行政区域内総人口の総数は、128,288人であるのに対して、現在給水人口の総数は127,671人であり、普及率は99.5%である。 ・伊勢市の生活排水処理施設の整備率は、74.3%である。
廃棄物の処理の状況	・一般廃棄物について、平成30年度のごみ搬入量の合計は、伊勢市で50,172t、明和町で7,201ｔ、玉城町で4,761ｔ、度会町で2,473ｔである。 ・し尿処理について、構成市町のうち、伊勢市、玉城町及び度会町の１市２町は伊勢広域環境組合クリーンセンターで、明和町は松阪地区広域衛生センターでし尿処理を行っている。 ・産業廃棄物について、伊勢市を含む伊勢志摩地域の平成25年度における産業廃棄物の発生量は491千t/年、排出量は399千t/年、搬出量は257千t/年である。
法令等の状況	対象事業実施区域における関係法令に基づく地域指定等の状況は、以下のとおりである。 ・「都市計画法」における都市計画区域（用途地域の指定のない地域） ・「農業振興地域の整備に関する法律」における農業振興地域及び農用地区域 ・「河川法」における河川区域 ・「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」における特定猟具使用禁止区域（銃） ・「景観法」における「伊勢市景観計画区域」

注）福祉施設及び病院は、有床施設を対象とした。

第4章　環境影響評価の項目の選定

4-1　影響要因

「三重県環境影響評価技術指針」（平成11年５月　三重県告示第274号）別表1-1に示されている影響要因の細区分をもとに、本事業による事業特性（「第２章　対象事業の名称、目的及び内容」参照）を勘案して選定した環境影響要因は、表 4-1のとおりである。

表 4-1　各影響要因に対する該当状況

影響要因の区分	技術指針別表 1-1 の影響要因の細区分	該当区別	対象事業の該当状況
工事の実施	重機の稼働	○	工事の実施に伴い、建設機械が稼働する。
	資材の運搬	○	工事の実施に伴い、資材や建設機械の運搬用車両が走行する。
	樹木の伐採・処理	×	対象事業実施区域は現在、農地等となっており、工事の実施に伴う樹木の伐採・処理はない。
	土地の造成	○	施設の建設に伴い、整地等を行う。
	発破	×	対象事業実施区域は現在、農地等となっており、工事の実施に伴う発破はない。
	地盤改良	×	施設の建設に伴い、地盤改良は実施しない。
	工作物の建設	○	計画施設（可燃ごみ処理施設等）を建設する。
	工事用道路等の建設	×	対象事業実施区域は、既に進入路が整備されており、新たな工事用道路等の建設は行わない。
	土砂の採取	×	施設の建設に伴い、コンクリート骨材採取や埋立て土砂等の採取を目的とした土砂の採取は行わない。
	廃棄物の発生・処理	○	工事の実施に伴い、建設副産物や建設発生土等が発生する。
土地又は工作物の存在及び供用	造成地の存在	○	施設の建設に伴い、造成地が整備される。
	工作物の存在	○	計画施設（可燃ごみ処理施設等）が存在する。
	土地の利用	○	対象事業実施区域は現在、農地等となっており、施設の存在及び供用に伴い土地の利用形態が変化する。
	工作物の供用・稼働	○	計画施設（可燃ごみ処理施設等）が供用・稼働する。
	関係車両の走行	○	施設の供用・稼働に係る関係車両が走行する。
	物質の使用・排出	×	施設の供用・稼働により、人の健康に有害な物質の使用・排出は行わない。
	廃棄物の発生・処理	○	施設の供用・稼働により、焼却残渣等が発生する。
	取水用水	○	施設の供用･稼働に伴い井水を利用する可能性がある。
	エネルギーの使用	○	施設の供用・稼働に伴い、電力及び補助燃料を使用する。
	緑化	○	施設の整備に伴い、緑化を行う。
その他	既存工作物の撤去	○	対象事業実施区域は現在、農地等となっており撤去工作物はないものの、施設の供用後に隣接する既存施設の撤去を行う。 なお、施設解体後の土地利用は未定である。

4-2　環境影響評価項目の選定

本事業に係る環境影響評価項目は、表 4-1及び事業特性（「第２章　対象事業の名称、目的及び内容」参照）と地域特性（「第３章　対象事業実施区域及びその周囲の概況」参照）を踏まえ、表 4-2に示すとおり選定した。

また、環境影響評価項目の選定理由は、表 4-3(1)～(6)に示すとおりである。

選定した環境要素は、大気質、騒音、振動、低周波音、悪臭、水質、地下水の水質及び水位、地盤、土壌、陸生動物、陸生植物、水生生物、生態系、景観、廃棄物等、温室効果ガス等の計16項目とした。

その他、対象事業実施区域に隣接する既存工作物の撤去に伴う大気質、騒音、振動、廃棄物等についても、参考として選定する。

表 4-2　環境影響評価項目

環境要素 ＼ 影響要因				工事の実施					土地または工作物の存在及び供用									その他
				重機の稼働	資材の運搬	土地の造成	工作物の建設	廃棄物の発生・処理	造成地の存在	工作物の存在	土地の利用	工作物の供用・稼働	関係車両の走行	廃棄物の発生・処理	取水用水	エネルギーの使用	緑化	既存工作物の撤去
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	硫黄酸化物									○						
			窒素酸化物	○	○							○	○					○
			浮遊粒子状物質	○	○							○	○					○
			一酸化炭素															
			微小粒子状物質									○						
			ダイオキシン類									○						
			塩化水素									○						
			水銀									○						
			粉じん等	○		○												○
		騒音		○	○							○	○					○
		振動		○	○							○	○					○
		低周波音										○						
		悪臭										○						
	水環境	水質	水素イオン濃度				○					△						
			水の汚れ（生物化学的酸素要求量等）									△						
			溶存酸素									△						
			全窒素、全燐															
			水の濁り（浮遊物質量）			○						△						
		水底の底質																
		地下水の水質及び水位	環境基準項目									○						
			水位												○			
	その他の環境	地形及び地質																
		地盤													○			
		土壌										○						
		日照阻害																
		電波障害																
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	陸生動物					○	○		○	○	○							
	陸生植物					○			○	○	○							
	水生生物					○	○					△						
	生態系					○	○		○	○	○	△						
人と自然との豊かな触れ合い、歴史的文化的な遺産の保存及び良好な景観の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	人と自然との触れ合いの活動の場																	
	歴史的文化的な遺産																	
	景観								○	○							○	
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等					○		○						○				○
	温室効果ガス等											○				○		
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量																	

注）「○」　：本事業で環境影響評価の項目として選定した項目。
　　「△」　：事業計画の検討により、影響要因として考えられる場合には、環境影響評価の項目として選定する項目。

表 4-3(1)　環境影響評価項目の選定理由（工事の実施）

<table>
<tr><th colspan="2">影響要因</th><th colspan="2">環境要素</th><th>対象項目</th><th>選定理由及び除外理由</th></tr>
<tr><td rowspan="19">工事の実施</td><td rowspan="19">重機の稼働
資材の運搬
土地の造成
工作物の建設
廃棄物の発生・処理</td><td rowspan="8">大気質</td><td>窒素酸化物</td><td>○</td><td rowspan="2">重機の稼働及び資材の運搬に伴う工事用車両の走行により排出される窒素酸化物、浮遊粒子状物質による環境影響が考えられるため、選定した。</td></tr>
<tr><td>浮遊粒子状物質</td><td>○</td></tr>
<tr><td>二酸化硫黄</td><td rowspan="6">×</td><td rowspan="6">工事計画において、二酸化硫黄、一酸化炭素、微小粒子状物質、ダイオキシン類、塩化水素、水銀に対して、環境保全上の支障が生じるような要因はないことから、選定しない。</td></tr>
<tr><td>一酸化炭素</td></tr>
<tr><td>微小粒子状物質</td></tr>
<tr><td>ダイオキシン類</td></tr>
<tr><td>塩化水素</td></tr>
<tr><td>水銀</td></tr>
<tr><td>粉じん等</td><td>○</td><td>重機の稼働及び土地の造成に伴い発生する粉じんによる環境影響が考えられるため、選定した。</td></tr>
<tr><td colspan="2">騒音</td><td>○</td><td rowspan="2">重機の稼働及び資材の運搬に伴う工事用車両の走行による騒音及び振動の環境影響が考えられるため、選定した。</td></tr>
<tr><td colspan="2">振動</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="2">低周波音</td><td>×</td><td>工事計画において、低周波音を発生させる切土工事等に伴う発破作業は行わないため、工事に伴って影響を及ぼすような要因はないことから、選定しない。</td></tr>
<tr><td colspan="2">悪臭</td><td>×</td><td>工事計画において、悪臭を発生させる物質等の持ち込みや行為は行わないため、工事に伴って影響を及ぼすような要因はないことから、選定しない。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">水質</td><td>水素イオン濃度</td><td>○</td><td>工作物の建設におけるコンクリート打設により、排水による水素イオン濃度（pH）への環境影響が考えられるため、選定した。</td></tr>
<tr><td>水の汚れ（生物化学的酸素要求量等）</td><td>×</td><td rowspan="3">工事計画において、水の汚れ、溶存酸素、全窒素、全燐に対して影響を及ぼす排水は行わないため、工事に伴って影響を及ぼすような要因はないことから、選定しない。</td></tr>
<tr><td>溶存酸素</td><td>×</td></tr>
<tr><td>全窒素、全燐</td><td>×</td></tr>
<tr><td>水の濁り（浮遊物質量）</td><td>○</td><td>土地の造成により、濁水の発生による環境影響が考えられるため、選定した。</td></tr>
<tr><td colspan="2">水底の底質</td><td>×</td><td>工事計画において、底質に影響を及ぼす行為は行わないため、工事に伴って影響を及ぼすような要因はないことから、選定しない。</td></tr>
<tr><td colspan="2">地下水の水質及び水位</td><td>×</td><td>工事計画において、地下水の水質に影響を及ぼす排水や、地下水位に影響を及ぼす掘削は行わないため、工事に伴って影響を及ぼすような要因はないことから、選定しない。</td></tr>
<tr><td colspan="2">地形及び地質</td><td>×</td><td>対象事業実施区域には重要な地形及び地質は存在しない。また、現在は農地となっており平地であることから工事の実施が法面や斜面等の土地の安定性に影響を及ぼすことはないため、工事に伴って影響を及ぼすような要因はないことから、選定しない。</td></tr>
<tr><td colspan="2">地盤</td><td>×</td><td>工事計画において、地盤沈下の原因となる地下水の揚水は行わないため、工事に伴って影響を及ぼすような要因はないことから、選定しない。</td></tr>
<tr><td colspan="2">土壌</td><td>×</td><td>工事計画において、土壌汚染の原因となる物質の排出はなく、また、工事着工前に土壌汚染対策法に基づき適切な対応を行うことから、選定しない。</td></tr>
</table>

注）「○」　：環境影響評価の項目として選定した項目。
　　「×」　：環境影響評価の項目として選定しなかった項目。

表4-3(2)　環境影響評価項目の選定理由（工事の実施）

影響要因		環境要素	対象項目	選定理由及び除外理由
工事の実施	重機の稼働 資材の運搬 土地の造成 工作物の建設 廃棄物の発生・処理	日照阻害	×	工事計画において、対象事業実施区域周辺に対し、日影を発生させるような大規模な建築物の建設は行わないため、選定しない。
		電波障害	×	工事計画において、対象事業実施区域周辺に対し、電波障害を発生させるような大規模な建築物の建設は行わないため、選定しない。
		陸生動物	○	対象事業実施区域及びその周辺は、現在、農地となっており、陸生動物の生息や利用の可能性があることから、土地の造成及び工作物の建設による影響が考えられるため、選定した。
		陸生植物	○	対象事業実施区域及びその周辺は、現在、農地となっており、陸生植物の生育環境となっている可能性があることから、土地の造成による影響が考えられるため、選定した。
		水生生物	○	土地の造成による濁水の発生、工作物の建設におけるコンクリート打設に伴う排水による水素イオン濃度（pH）への影響により、水生生物の生息・生育環境への影響が考えられるため、選定した。
		生態系	○	陸生動物、陸生植物及び水生生物と同様の理由により選定した。
		人と自然との触れ合いの活動の場	×	対象事業実施区域の近傍や、資材の運搬に伴う工事用車両の走行ルート沿道には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場は存在しないため、選定しない。
		歴史的文化的な遺産	×	対象事業実施区域には、歴史的文化的な遺産は存在しない。また、工事計画において、対象事業実施区域周辺の歴史的文化的な遺産に影響を及ぼすような行為は行わないため、工事に伴って影響を及ぼすような要因はないことから、選定しない。
		景観	×	重機の稼働や土地の造成等の工事の実施が景観に及ぼす影響は一時的であり、工事に伴って影響を及ぼすような要因はないことから、選定しない。
		廃棄物等	○	土地の造成に伴う建設発生土及び工作物の建設に伴う建設副産物の発生が考えられるため、選定した。
		温室効果ガス等	×	重機の稼働に伴う温室効果ガスの発生があるものの、一時的であり、工事に伴って影響を及ぼすような要因はないことから、選定しない。
		放射線の量	×	本事業による土地の形状の変更等に伴い、放射性物質が拡散・流出し環境への影響が生じるおそれはなく、工事に伴って影響を及ぼすような要因はないことから、選定しない。

注）「○」　：環境影響評価の項目として選定した項目。
　　「×」　：環境影響評価の項目として選定しなかった項目。

表4-3(3)　環境影響評価項目の選定理由（存在及び供用）

<table>
<tr><th colspan="2">影響要因</th><th colspan="2">環境要素</th><th>対象項目</th><th>選定理由及び除外理由</th></tr>
<tr><td rowspan="20">土地又は工作物の存在及び供用</td><td rowspan="20">造成地の存在
工作物の存在
土地の利用
工作物の供用・稼働
関係車両の走行
廃棄物の発生・処理
取水用水
エネルギーの使用
緑化</td><td rowspan="9">大気質</td><td>硫黄酸化物</td><td>○</td><td>工作物の供用・稼働において排出される硫黄酸化物による環境影響が考えられるため、選定した。</td></tr>
<tr><td>窒素酸化物</td><td>○</td><td>工作物の供用・稼働及び関係車両の走行により排出される窒素酸化物による環境影響が考えられるため、選定した。</td></tr>
<tr><td>浮遊粒子状物質</td><td>○</td><td>工作物の供用・稼働及び関係車両の走行により排出される浮遊粒子状物質による環境影響が考えられるため、選定した。</td></tr>
<tr><td>一酸化炭素</td><td>×</td><td>主な発生源は自動車排ガスであり、車両性能の向上に伴い、近年では全国的に環境基準を達成している。また、工作物の供用・稼働においては、燃焼管理を行い安定した運転を行うことから、一酸化炭素の発生は少なく、環境保全上の支障が生じるような要因にはならないため、選定しない。</td></tr>
<tr><td>微小粒子状物質</td><td>○</td><td>工作物の供用・稼働において排出される微小粒子状物質による環境影響が考えられるため、選定した。</td></tr>
<tr><td>塩化水素</td><td>○</td><td>工作物の供用・稼働において排出される塩化水素による環境影響が考えられるため、選定した。</td></tr>
<tr><td>ダイオキシン類</td><td>○</td><td>工作物の供用・稼働において排出されるダイオキシン類による環境影響が考えられるため、選定した。</td></tr>
<tr><td>水銀</td><td>○</td><td>工作物の供用・稼働において排出される水銀による環境影響が考えられるため、選定した。</td></tr>
<tr><td colspan="2">騒音</td><td>○</td><td rowspan="2">工作物の供用・稼働及び関係車両の走行による騒音及び振動の環境影響が考えられるため、選定した。</td></tr>
<tr><td colspan="2">振動</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="2">低周波音</td><td>○</td><td>工作物の供用・稼働による低周波音の環境影響が考えられるため、選定した。</td></tr>
<tr><td colspan="2">悪臭</td><td>○</td><td>工作物の供用・稼働に伴い、施設からの漏洩及び煙突排ガスによる悪臭の環境影響が考えられるため、選定した。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">水質</td><td>水素イオン濃度</td><td>△</td><td rowspan="5">工作物の供用・稼働に伴う施設からの排水のうち、プラント系排水については排水処理後、下水道放流または場内利用する計画であり、公共用水域への排水は行わない。
生活系排水については現在検討中であり、下水道放流または浄化槽にて処理後、公共用水域に放流する計画であることから、公共用水域に放流する計画に決定した場合には、生活排水に関わる項目として、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、溶存酸素及び浮遊物質量の項目について選定する。
その他の水質項目に対しては、影響を及ぼすような排水は行わないため、選定しない。</td></tr>
<tr><td>水の汚れ（生物化学的酸素要求量等）</td><td>△</td></tr>
<tr><td>溶存酸素</td><td>△</td></tr>
<tr><td>全窒素、全燐</td><td>×</td></tr>
<tr><td>水の濁り（浮遊物質量）</td><td>△</td></tr>
<tr><td colspan="2">水底の底質</td><td>×</td><td>工作物の供用・稼働に伴う施設からの排水のうち、プラント系排水については排水処理後、下水道放流または場内利用する計画であり、公共用水域への排水は行わず、水底の底質に影響を及ぼすような排水は行わないため、選定しない。</td></tr>
<tr><td colspan="2">地下水の水質及び水位</td><td>○</td><td>工作物の供用・稼働に伴い地下水の揚水を行う可能性があることから、地下水の水位への環境影響が考えられるため、選定した。
なお、参考として、現況把握のため地下水質についても調査を行う。</td></tr>
</table>

注）「○」　：環境影響評価の項目として選定した項目。
「×」　：環境影響評価の項目として選定しなかった項目。
「△」　：事業計画の検討により、影響要因として考えられる場合には環境影響評価の項目として選定する項目。

表4-3(4)　環境影響評価項目の選定理由（存在及び供用）

影響要因		環境要素	対象項目	選定理由及び除外理由
土地又は工作物の存在及び供用	造成地の存在 工作物の存在 土地の利用 工作物の供用・稼働 関係車両の走行 廃棄物の発生・処理 取水用水 エネルギーの使用 緑化	地形及び地質	×	対象事業実施区域には重要な地形及び地質は存在しない。また、現在は農地となっており平地であることから造成地の存在に伴って土地の安定性に影響を及ぼすことはないため、選定しない。
		地盤	○	工作物の供用・稼働に伴い地下水の揚水を行う可能性があることから、地盤沈下への環境影響が考えられるため、選定した。
		土壌	○	工作物の供用・稼働において排出されるダイオキシン類が土壌中に沈着する環境影響が考えられるため、選定した。
		日照阻害	×	対象事業実施区域周辺に対し、日照障害を発生させるような大規模施設の建設はなく、また、対象事業実施区域から日影が及ぶ可能性のある最寄住居までの距離は約350m離れており、環境保全上の支障が生じるような要因にはならないため、選定しない。
		電波障害	×	対象事業実施区域周辺に対し、電波障害を発生させるような大規模な建築物の存在はないため、選定しない。
		陸生動物	○	対象事業実施区域及びその周辺は、現在、農地となっており、陸生動物の生息や利用の可能性があることから、造成地の存在、工作物の存在及び土地の利用による影響が考えられるため、選定した。
		陸生植物	○	対象事業実施区域及びその周辺は、現在、農地となっており、陸生植物の生育環境となっている可能性があることから、造成地の存在、工作物の存在及び土地の利用による影響が考えられるため、選定した。
		水生生物	△	工作物の供用・稼働に伴う施設からの排水のうち、プラント系排水については排水処理後、下水道放流または場内利用する計画であり、公共用水域への排水は行わない。 生活系排水については現在検討中であり、下水道放流または浄化槽にて処理後、公共用水域に放流する計画であることから、公共用水域に放流する計画に決定した場合には、生活排水に関わる項目（水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、溶存酸素及び浮遊物質量）への影響による、水生生物の生息・生育環境への影響が考えられるため、選定する。
		生態系	○	陸生動物、陸生植物及び水生生物と同様の理由により選定した。

注）「○」　：環境影響評価の項目として選定した項目。
「×」　：環境影響評価の項目として選定しなかった項目。
「△」　：事業計画の検討により、影響要因として考えられる場合には環境影響評価の項目として選定する項目。

表4-3(5)　環境影響評価項目の選定理由（存在及び供用）

影響要因		環境要素	対象項目	選定理由及び除外理由
土地又は工作物の存在及び供用	造成地の存在 工作物の存在 土地の利用 工作物の供用・稼働 関係車両の走行 取水用水 廃棄物の発生・処理 エネルギーの使用 緑化	人と自然との触れ合いの活動の場	×	対象事業実施区域の近傍や、関係車両の走行ルート沿道には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場は存在しないため、選定しない。
		歴史的文化的な遺産	×	対象事業実施区域には、歴史的文化的な遺産は存在しない。また、事業計画において、対象事業実施区域周辺の歴史的文化的な遺産に影響を及ぼすような行為は行わないため、土地または工作物の存在及び供用に伴って影響を及ぼすような要因はないことから、選定しない。
		景観	○	造成地の存在、工作物の存在及び緑化による景観への影響が考えられるため、選定した。
		廃棄物等	○	工作物の供用・稼働において焼却残渣等の廃棄物が発生するため、選定した。
		温室効果ガス等	○	工作物の供用・稼働及びエネルギーの使用に伴い、温室効果ガスが発生するため、選定した。
		放射線の量	×	事業計画において、放射性物質が拡散・流出し環境への影響が生じるおそれはなく、土地または工作物の存在及び供用に伴って影響を及ぼすような要因はないことから、選定しない。

注)「○」　：環境影響評価の項目として選定した項目。
　　「×」　：環境影響評価の項目として選定しなかった項目。

表4-3(6)　環境影響評価項目の選定理由（その他）

影響要因		環境要素		対象項目	選定理由及び除外理由
その他	既存工作物の撤去	大気質	窒素酸化物	○	既存工作物の撤去（重機の稼働）により排出される窒素酸化物、浮遊粒子状物質による環境影響が考えられるため、選定した。
			浮遊粒子状物質	○	
			粉じん等	○	既存工作物の撤去に伴い発生する粉じんによる環境影響が考えられるため、選定した。
		騒音		○	既存工作物の撤去（重機の稼働）による騒音及び振動の環境影響が考えられるため、選定した。
		振動		○	
		廃棄物等		○	既存工作物の撤去に伴う産業廃棄物の発生が考えられるため、選定した。

注)「○」　：環境影響評価の項目として選定した項目。

第5章　方法書関係地域の範囲

「方法書関係地域」とは、「三重県環境影響評価条例」（平成10年12月24日三重県条例第49号）の第５条第２項において、「対象事業に係わる環境影響を受ける範囲であると認められる地域」とされている。

本事業で選定した環境要素は、大気質、騒音、振動、低周波音、悪臭、水質、地下水の水質及び水位、地盤、土壌、陸生動物、陸生植物、水生生物、生態系、景観、廃棄物等、温室効果ガス等の計16項目である。

このうち最も影響範囲の広い、工作物の供用・稼働（可燃ごみ処理施設の稼働）において排出される大気汚染物質及び悪臭物質の最大着地地点を考慮し、その倍距離を包含できる半径約３㎞※を環境影響が及ぶ範囲として設定する。

以上により、本事業の方法書関係地域は、図5-1に示すとおり、伊勢市、明和町及び玉城町とする。

※以下の２点を勘案し設定した。

・類似事例（処理能力：200ｔ/日～660ｔ/日、煙突実体高：59m～100m）のシミュレーションにおいて、年平均値の最大着地濃度出現予想距離が概ね１㎞程度の結果であった。

・「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成 18 年９月　環境省）において、煙突排出ガスによる影響の調査対象地域として、最大着地濃度出現予想距離の概ね２倍を見込んで設定した例が示されている。

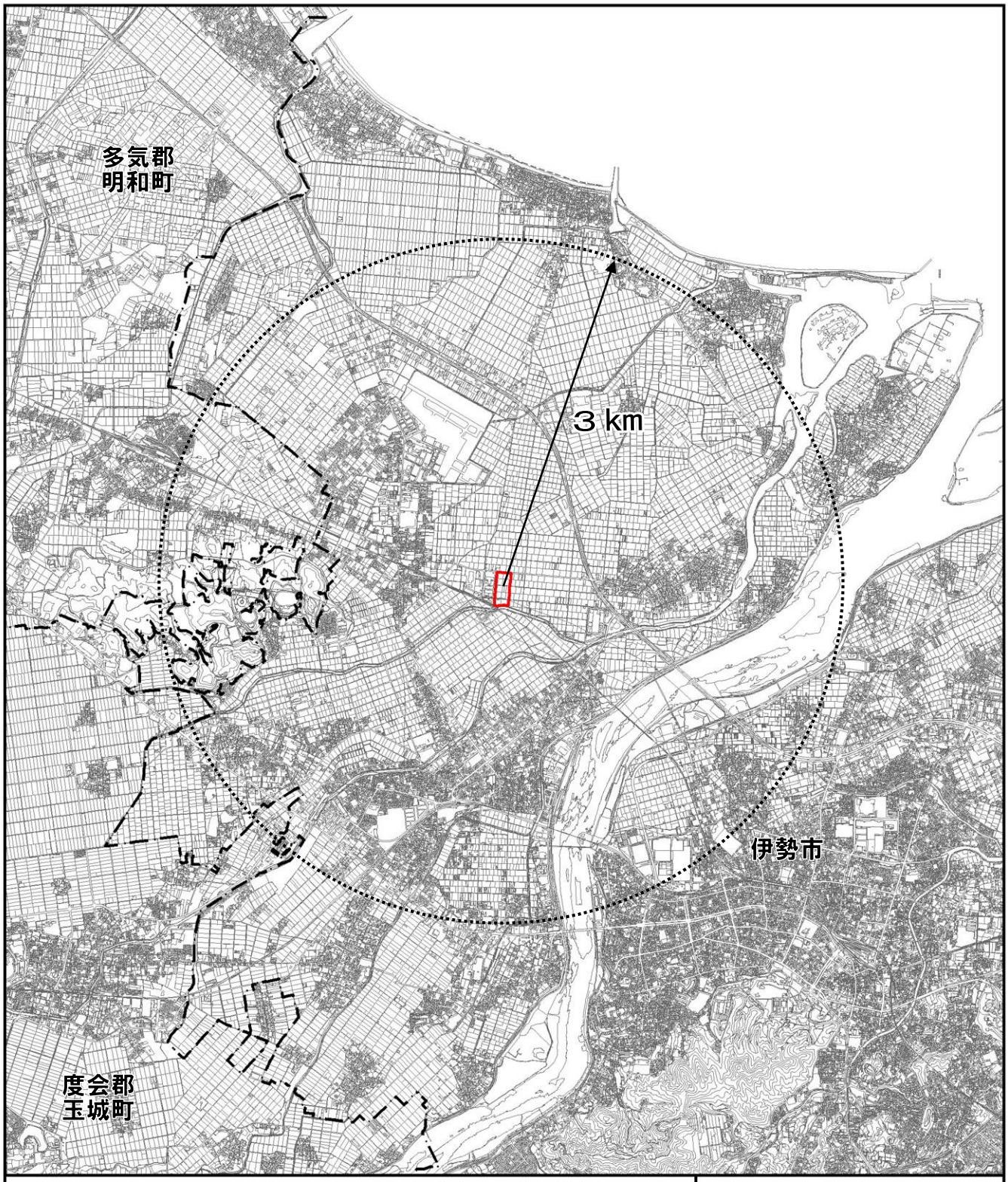

凡　例

対象事業実施区域

市町境

方法書関係地域

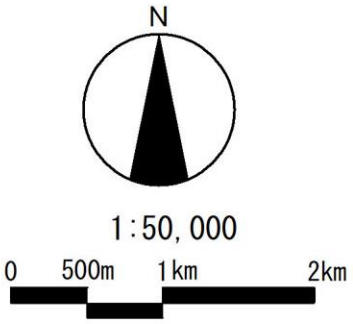

図 5-1　方法書関係地域図

第6章　調査、予測及び評価の手法

6-1　大気質

6-1-1　現地調査の手法及びその選定理由

調査は、事業特性及び地域特性において大気質に係る特別な条件等がないことから、表 6-1 に示すとおり、技術指針等において示されている一般的な手法を用いる。

表 6-1　大気質に係る現地調査手法

環境要素	項目	調査方法	調査地点 （図 6-1、図 6-2 参照）	調査頻度・時期等
地上気象	風向、風速、気温、湿度、日射量、放射収支量	「地上気象観測指針」（平成 14 年　気象庁）に定める方法	対象事業実施区域１地点	通年観測
上層気象注)	風向、風速、気温	「高層気象観測指針」（平成 16 年　気象庁）に定める方法	対象事業実施区域１地点	４季/年 （各１週間、１日８回）
大気質	窒素酸化物	「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年　環境庁告示第 38 号）に定める方法	（一般環境大気質） 対象事業実施区域１地点及び周辺５地点 （沿道環境大気質） 工事用車両及び関係車両の走行ルート沿道２地点	４季/年 （各１週間）
	浮遊粒子状物質	「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年　環境庁告示第 25 号）に定める方法		
	二酸化硫黄	「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年　環境庁告示第 25 号）に定める方法	（一般環境大気質） 対象事業実施区域１地点及び周辺５地点	
	微小粒子状物質	「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 21 年環境省告示第 33 号）に定める方法		
	塩化水素	「大気汚染物質測定法指針」（昭和 62 年 8 月　環境庁）に基づく方法		
	水銀	「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」（平成 11 年 3 月　環境省大気保全局）に基づく方法		
	ダイオキシン類	「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」（平成 20 年 3 月　環境省）に定める方法		
	粉じん等 （降下ばいじん）	重量法（ダストジャーによる採取）	（一般環境大気質） 対象事業実施区域１地点	４季/年 （各１ヵ月）

注）上層気象調査は、観測装置を小型気球に吊るし飛揚し、上空の気象状況を調査するものである。対象事業実施区域の近傍には陸上自衛隊明野駐屯地があるため、観測に係る気球の飛揚について、航空機の安全な飛行に配慮し調査を実施するための協議（調査頻度等）を今後行う。

現地調査地点は、一般環境大気質については、最寄りの既存測定局である小俣測定局における風の状況や住宅地等の分布状況を踏まえて設定した。また、沿道環境大気質については、工事用車両及び供用時における関係車両の走行台数が最も多くなる、対象事業実施区域北側の市道西豊浜明野線を対象に設定した。

大気質に係る現地調査地点の設定理由は、表 6-2に示すとおりである。

表 6-2　大気質に係る現地調査地点の設定理由

環境要素	地点番号	地点名	設定理由
地上気象	1	対象事業実施区域	対象事業実施区域における地上気象の現況を把握するため設定する。
上層気象	1	対象事業実施区域	対象事業実施区域における上層気象の現況を把握するため設定する。
一般環境大気質	1	対象事業実施区域	対象事業実施区域における一般環境大気質の現況を把握するため設定する。
	2	下小俣公園	最多風向（西北西）の風下側となる住宅地付近として、対象事業実施区域の南東側約 1.2km 地点における一般環境大気質の現況を把握するため設定する。
	3	西豊浜町上区公民館	最多風向（西北西）の風下側となる住宅地付近として、対象事業実施区域の東側約 1.4km 地点における一般環境大気質の現況を把握するため設定する。
	4	伊勢広域環境組合クリーンセンター	２番目に多い風向（南南西）の風下となる住宅地付近として、対象事業実施区域の北北東側約 1.5km 地点における一般環境大気質の現況を把握するため設定する。
	5	明野東部公園	最寄りのまとまった住宅地付近として、対象事業実施区域の北西側約 0.8km 地点における一般環境大気質の現況を把握するため設定する。
	6	相合公園	住宅地の多い地域として、対象事業実施区域の南西側約 1.8km 地点における一般環境大気質の現況を把握するため設定する。
沿道環境大気質	1	対象事業実施区域東側	工事用車両及び供用時における関係車両の走行ルート沿道に位置する地点において、沿道環境大気質の現況を把握するため設定する。
	2	対象事業実施区域西側	供用時における関係車両の走行ルート沿道に位置する地点において、沿道環境大気質の現況を把握するため設定する。なお、この地点については工事用車両は基本的に走行しない。

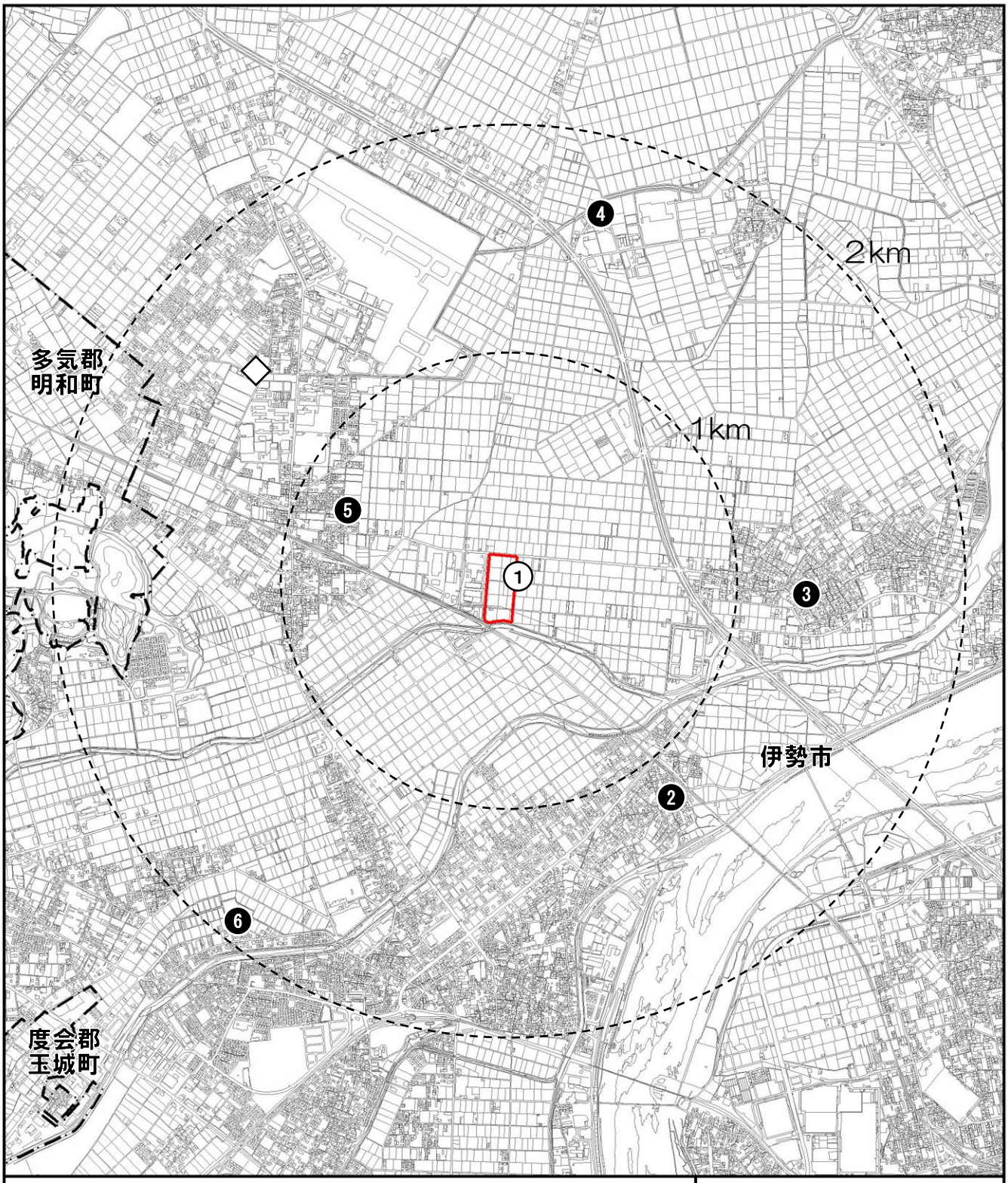

凡　例

- 対象事業実施区域
- 市町境
- 地上気象、上層気象、一般環境大気質調査地点
- 一般環境大気質調査地点
- 既存測定局

N

1:25,000

0　250m　500m　1km

図 6-1　一般環境大気質調査地点位置図

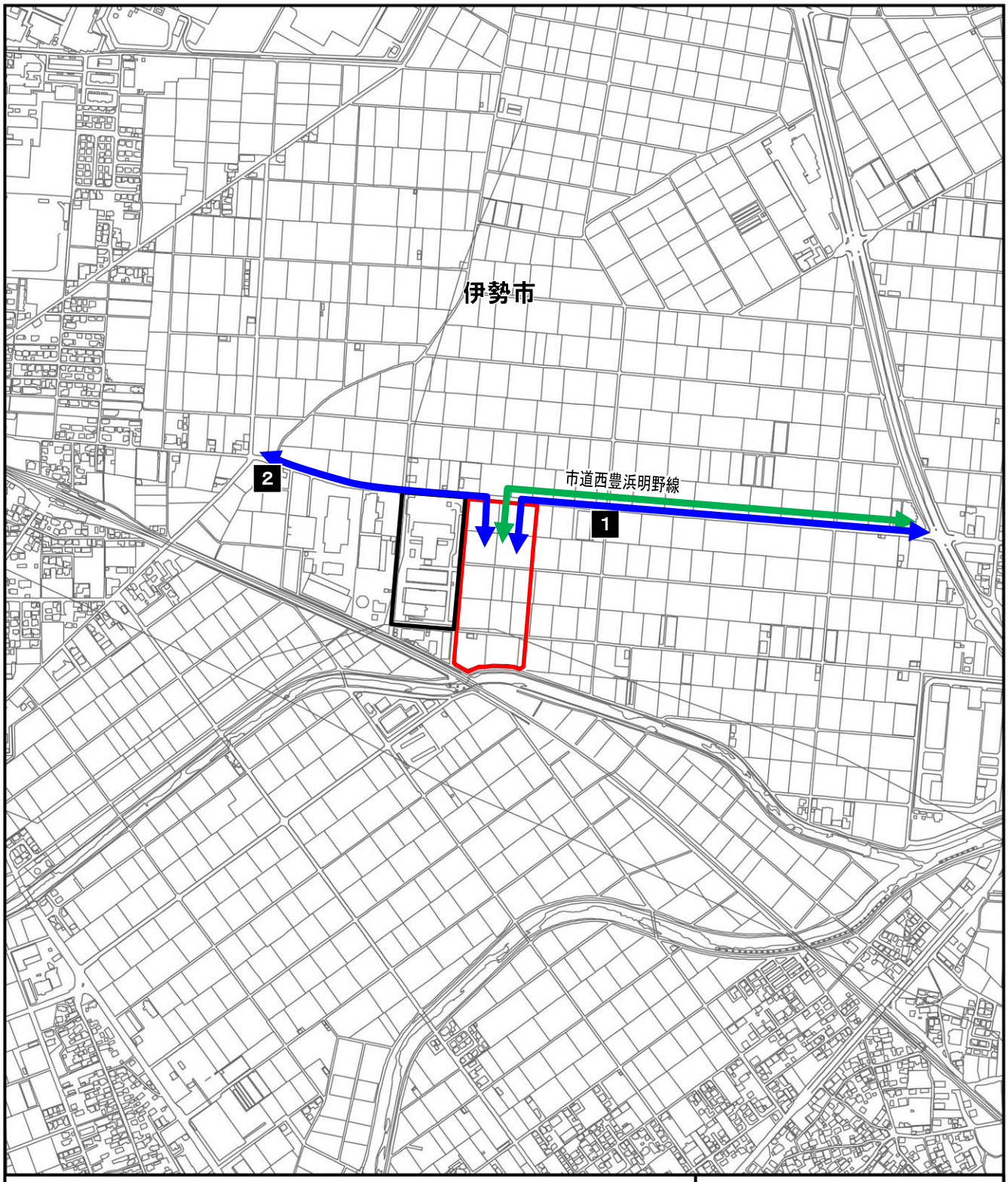

凡　例

- 対象事業実施区域
- 既存施設
- 沿道環境大気質調査地点
- 主要走行ルート（関係車両）
- 主要走行ルート（工事用車両）

N

1:10,000

0　100m　200m　400m

図 6-2　沿道環境大気質調査地点位置図

6-1-2　予測の手法及びその選定理由

予測は、事業特性及び地域特性において大気質に係る特別な条件等がないことから、表 6-3 に示すとおり、技術指針等において示されている一般的な手法である大気拡散モデルによる理論計算あるいは既存の事例の引用による手法等を用いる。なお、微小粒子状物質については、予測手法が確立されていないことから、予測項目からは除外する。

表 6-3　大気質に係る予測手法

影響要因	項目	予測事項	予測方法	予測地域	予測対象時期等
工事の実施	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	建設機械からの排出ガス(年平均値、１時間値)	大気拡散式	建設機械の稼働範囲近傍	建設工事において、重機の稼働による影響が最大となる時期
		工事用車両からの排出ガス（年平均値、１時間値）	「道路環境影響評価の技術手法」(平成 25 年　国土交通省国土技術政策総合研究所）に準拠	工事用車両の走行ルート沿道（地点１）	建設工事において、工事用車両による影響が最大となる時期
	粉じん等	工事箇所からの降下ばいじん	「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（平成 11 年　建設省）を参考に、事例の引用又は解析	対象事業実施区域の敷地境界	建設工事において、工事箇所からの降下ばいじんによる影響が最大となる時期
存在及び供用	二酸化硫黄 二酸化窒素 浮遊粒子状物質 ダイオキシン類 塩化水素 水銀	計画施設からの排出ガス（年平均値、１時間値）	大気拡散式	対象事業実施区域を中心に関係地域とした半径３km の範囲	事業活動が定常状態となる時期
	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	関係車両からの排出ガス（年平均値、１時間値）	「道路環境影響評価の技術手法」(平成 25 年　国土交通省国土技術政策総合研究所）に準拠	関係車両の走行ルート沿道（地点１、地点２）	事業活動が定常状態となる時期
その他（既存工作物の撤去）	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	建設機械からの排出ガス(年平均値、１時間値)	大気拡散式	建設機械の稼働範囲近傍	解体工事において、重機の稼働による影響が最大となる時期
	粉じん等	工事箇所からの降下ばいじん	「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（平成 11 年　建設省）を参考に、事例の引用又は解析	対象事業実施区域及び既存施設の敷地境界	解体工事において、工事箇所からの降下ばいじんによる影響が最大となる時期

6-1-3　評価の手法及びその選定理由

評価は、事業特性及び地域特性において大気質に係る特別な条件等がないことから、以下に示すとおり、技術指針等に示されている手法を用いる。

1. 環境影響の回避・低減

住居等に対する降下ばいじん及び建設機械や車両、計画施設からの排出ガスの影響が、実行可能な範囲内で出来る限り回避または低減されており、必要に応じてその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているか否かについて評価を行う。

2. 基準又は目標との整合性

国または三重県による環境保全上の基準または目標が示されている場合には、それらと調査及び予測結果との間に整合が図られているか否かについて評価を行う。

以上のことから、粉じん等については参考値（スパイクタイヤ粉じんの指標値20t/km^2/月と降下ばいじんの比較的高い地域の値10t/km^2/月の差（10t/km^2/月））、二酸化硫黄及び二酸化窒素は環境基準及び三重県の環境保全目標、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類は環境基準、塩化水素は「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改正等について」（昭和52年環大規第136号）に示される目標環境濃度、水銀は「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について」（平成15年中環審第143号）の指針値等との整合が図られているか否かを評価する。

6-2　騒音

6-2-1　現地調査の手法及びその選定理由

調査は、事業特性及び地域特性において騒音に係る特別な条件等がないことから、表 6-4に示すとおり、技術指針等において示されている一般的な手法を用いる。

また、調査地点の設定理由は表 6-5に示すとおりである。

表 6-4　騒音に係る現地調査手法

環境要素	項目	調査方法	調査地点 （図 6-3 参照）	調査頻度・時期等
騒音	環境騒音	「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年　環境庁告示第 64 号）に定める方法	対象事業実施区域内２地点	２回/年 （平日・休日、24 時間測定）
	道路交通騒音	「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年　環境庁告示第 64 号）に定める方法	工事用車両及び関係車両の走行ルート沿道２地点	２回/年 （平日・土曜日、16 時間測定(環境基準の昼間の時間帯)）
交通量等	交通量	「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成 27 年 10 月　環境省）定める方法等	工事用車両及び関係車両の走行ルート沿道２地点	２回/年 （平日・土曜日、24 時間測定） ※道路交通騒音調査と同日に実施
	車速、道路構造	「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成 27 年 10 月　環境省）定める方法等		

表 6-5　騒音に係る現地調査地点の設定理由

環境要素	地点番号	地点名	設定理由
環境騒音	1	対象事業実施区域内	対象事業実施区域における環境騒音の現況を把握するため、設定する。
	2	対象事業実施区域南側敷地境界	対象事業実施区域の南側敷地境界において、隣接する近鉄山田線の影響も含む、環境騒音の現況を把握するため、設定する。
道路交通騒音	1	対象事業実施区域東側	工事用車両及び関係車両の走行ルート沿道に位置する地点において、道路交通騒音の現況を把握するため、設定する。
	2	対象事業実施区域西側	供用時における関係車両の走行ルート沿道に位置する地点において、道路交通騒音の現況を把握するため設定する。なお、この地点については工事用車両は基本的に走行しない。
交通量等	1	対象事業実施区域東側	工事用車両及び関係車両の走行ルート沿道に位置する地点において、交通量の現況を把握するため、設定する。
	2	対象事業実施区域西側	供用時における関係車両の走行ルート沿道に位置する地点において、交通量の現況を把握するため、設定する。なお、この地点については工事用車両は基本的に走行しない。

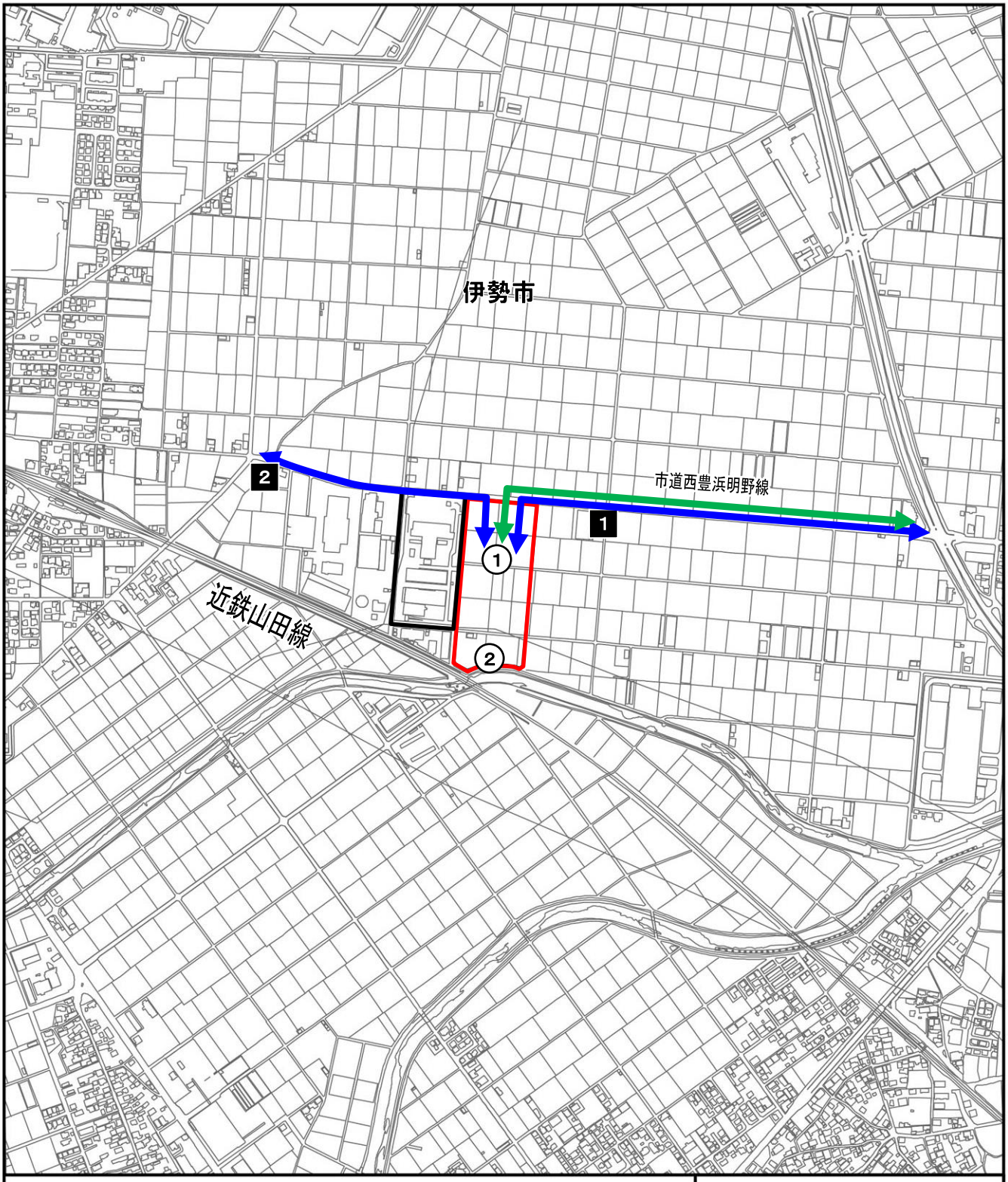

凡　例

- 対象事業実施区域
- 既存施設
- 環境騒音・振動、低周波音調査地点
- 道路交通騒音・振動、交通量等調査地点
- 主要走行ルート（関係車両）
- 主要走行ルート（工事用車両）

N

1:10,000

0　100m　200m　400m

図 6-3　騒音・振動、低周波音調査地点位置図

6-2-2　予測の手法及びその選定理由

予測は、事業特性及び地域特性において騒音に係る特別な条件等がないことから、表 6-6に示すとおり、技術指針等において示されている一般的な手法である音の伝搬理論に基づく予測式・モデルによる手法を用いる。

表 6-6　騒音に係る予測手法

影響要因	項目	予測事項	予測方法	予測地域	予測対象時期等
工事の実施	騒音レベルの90％レンジの上端値（L_{A5}）	重機の稼働による影響	音の伝搬理論に基づく予測式として、日本音響学会提案式 ASJ CN-Model 2007	対象事業実施区域周辺 100m	建設工事において、重機の稼働による影響が最大となる時期
	等価騒音レベル（L_{Aeq}）	工事用車両の走行による影響	音の伝搬理論に基づく予測式として、日本音響学会提案式 ASJ RTN-Model 2018	工事用車両の走行ルート沿道（地点１）	建設工事において、工事用車両による影響が最大となる時期
存在及び供用	騒音レベルの90％レンジの上端値（L_{A5}）	施設の稼働による影響	騒音伝搬モデル（距離減衰式等）	対象事業実施区域周辺 100m	事業活動が定常状態となる時期
	等価騒音レベル（L_{Aeq}）	関係車両の走行による影響	音の伝搬理論に基づく予測式として、日本音響学会提案式 ASJ RTN-Model 2018	関係車両の走行ルート沿道（地点１、地点２）	事業活動が定常状態となる時期
その他（既存工作物の撤去）	騒音レベルの90％レンジの上端値（L_{A5}）	重機の稼働による影響	音の伝搬理論に基づく予測式として、日本音響学会提案式 ASJ CN-Model 2007	対象事業実施区域及び既存施設の敷地境界	解体工事おいて、重機の稼働による影響が最大となる時期

6-2-3　評価の手法及びその選定理由

評価は、事業特性及び地域特性において騒音に係る特別な条件等がないことから、以下に示すとおり、技術指針等に示されている手法を用いる。

1. 環境影響の回避・低減

騒音の影響が、実行可能な範囲内で出来る限り回避または低減されており、必要に応じてその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているか否かについて評価を行う。

2. 基準又は目標との整合性

国または三重県による環境保全上の基準または目標が示されている場合には、それらと調査及び予測結果との間に整合が図られているか否かについて評価を行う。

以上のことから、重機の稼働による影響については三重県生活環境の保全に関する条例による特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準、工事用車両及び関係車両の走行による影響については環境基準、施設の稼働による影響については三重県生活環境の保全に関する条例による特定工場等に係る規制基準等との整合が図られているか否かを評価する。

6-3　振動

6-3-1　現地調査の手法及びその選定理由

調査は、事業特性及び地域特性において振動に係る特別な条件等がないことから、表 6-7に示すとおり、技術指針等において示されている一般的な手法を用いる。

また、調査地点の設定理由は表 6-8に示すとおりである。

表 6-7　振動に係る現地調査手法

環境要素	項目	調査方法	調査地点 （図 6-3 参照）	調査頻度・時期等
振動	環境振動	「振動規制法施行規則」（昭和 51 年　総理府令第 58 号）に定める方法	対象事業実施区域内２地点	２回/年 （平日・休日、24 時間測定）
	道路交通振動	「振動規制法施行規則」（昭和 51 年　総理府令第 58 号）に定める方法	工事用車両及び関係車両の走行ルート沿道２地点	２回/年 （平日・土曜日、12 時間測定（７～19 時）） ※地盤卓越振動数は１回
	地盤卓越振動数	振動レベル計及び 1/3 オクターブバンド分析器による方法		
交通量等	交通量	「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成 27 年 10 月　環境省）に定める方法等	工事用車両及び関係車両の走行ルート沿道２地点	２回/年 （平日・土曜日、24 時間測定） ※道路交通振動調査と同日に実施
	車速、道路構造	「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成 27 年 10 月　環境省）に定める方法等		

表 6-8　振動に係る現地調査地点の設定理由

環境要素	地点番号	地点名	設定理由
環境振動	1	対象事業実施区域内	対象事業実施区域における環境振動の現況を把握するため、設定する。
	2	対象事業実施区域南側敷地境界	対象事業実施区域の南側敷地境界において、隣接する近鉄山田線の影響も含む、環境振動の現況を把握するため、設定する。
道路交通振動	1	対象事業実施区域東側	工事用車両及び関係車両の走行ルート沿道に位置する地点において、道路交通振動の現況を把握するため、設定する。
	2	対象事業実施区域西側	供用時における関係車両の走行ルート沿道に位置する地点において、道路交通振動の現況を把握するため設定する。なお、この地点については工事用車両は基本的に走行しない。
交通量等	1	対象事業実施区域東側	工事用車両及び関係車両の走行ルート沿道に位置する地点において、交通量の現況を把握するため、設定する。
	2	対象事業実施区域西側	供用時における関係車両の走行ルート沿道に位置する地点において、交通量の現況を把握するため、設定する。なお、この地点については工事用車両は基本的に走行しない。

6-3-2　予測の手法及びその選定理由

予測は、事業特性及び地域特性において振動に係る特別な条件等がないことから、表 6-9に示すとおり、技術指針等において示されている一般的な手法である振動の距離減衰式に基づく予測式・モデルによる手法を用いる。

表 6-9　振動に係る予測手法

影響要因	項目	予測事項	予測方法	予測地域	予測対象時期等
工事の実施	振動レベルの80％レンジの上端値（L_{10}）	重機の稼働による影響	振動伝搬モデル（距離減衰式等）	対象事業実施区域周辺 100m	建設工事において、重機の稼働による影響が最大となる時期
	振動レベルの80％レンジの上端値（L_{10}）	工事用車両の走行による影響	「道路環境影響評価の技術手法」（平成 25 年　国土交通省国土技術政策総合研究所）に準拠	工事用車両の走行ルート沿道（地点１）	建設工事において、工事用車両による影響が最大となる時期
存在及び供用	振動レベルの80％レンジの上端値（L_{10}）	施設の稼働による影響	振動伝搬モデル（距離減衰式等）	対象事業実施区域周辺 100m	事業活動が定常状態となる時期
	振動レベルの80％レンジの上端値（L_{10}）	関係車両の走行による影響	「道路環境影響評価の技術手法」（平成 25 年　国土交通省国土技術政策総合研究所）に準拠	関係車両の走行ルート沿道（地点１、地点２）	事業活動が定常状態となる時期
その他（既存工作物の撤去）	振動レベルの80％レンジの上端値（L_{10}）	重機の稼働による影響	振動伝搬モデル（距離減衰式等）	対象事業実施区域及び既存施設の敷地境界	解体工事において、重機の稼働による影響が最大となる時期

6-3-3　評価の手法及びその選定理由

評価は、事業特性及び地域特性において振動に係る特別な条件等がないことから、以下に示すとおり、技術指針等に示されている手法を用いる。

1. 環境影響の回避・低減

振動の影響が、実行可能な範囲内で出来る限り回避または低減されており、必要に応じてその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているか否かについて評価を行う。

2. 基準又は目標との整合性

国または三重県による環境保全上の基準または目標が示されている場合には、それらと調査及び予測結果との間に整合が図られているか否かについて評価を行う。

以上のことから、重機の稼働による影響については三重県生活環境の保全に関する条例による特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準、工事用車両及び関係車両の走行による影響については振動感覚閾値（55デシベル）、施設の稼働による影響については三重県生活環境の保全に関する条例による特定工場等に係る規制基準等との整合が図られているか否かを評価する。

6-4　低周波音

6-4-1　現地調査の手法及びその選定理由

調査は、事業特性及び地域特性において低周波音に係る特別な条件等がないことから、表6-10に示すとおり、技術指針等において示されている一般的な手法を用いる。

また、調査地点の設定理由は表 6-11に示すとおりである。

表 6-10　低周波音に係る現地調査手法

環境要素	項目	調査方法	調査地点 （図 6-3 参照）	調査頻度・時期等
低周波音	低周波音圧レベル	「低周波音の測定方法に関するマニュアル」 （平成 12 年 10 月　環境庁大気保全局）に定める方法	対象事業実施区域内 ２地点	２回/年 （平日・休日、24 時間測定）

表 6-11　低周波音に係る現地調査地点の設定理由

環境要素	地点番号	地点名	設定理由
低周波音	1	対象事業実施区域内	対象事業実施区域における低周波音の現況を把握するため、設定する。
	2	対象事業実施区域の南側敷地境界	対象事業実施区域の南側敷地境界において、隣接する近鉄山田線の影響も含む、低周波音の現況を把握するため、設定する。

6-4-2　予測の手法及びその選定理由

予測は、事業特性及び地域特性において低周波音に係る特別な条件等がないことから、表6-12に示すとおり、技術指針等において示されている一般的な手法である類似事例の引用あるいは解析等による手法を用いる。

表 6-12　低周波音に係る予測手法

影響要因	項目	予測事項	予測方法	予測地域	予測対象時期等
存在及び供用	低周波音圧レベル	施設の稼働による影響	類似事例の引用及び事業計画に基づく低周波音防止対策の内容を明らかにすることによる予測	対象事業実施区域の敷地境界	事業活動が定常状態となる時期

6-4-3　評価の手法及びその選定理由

評価は、事業特性及び地域特性において低周波音に係る特別な条件等がないことから、以下に示すとおり、技術指針等に示されている手法を用いる。

1. 環境影響の回避・低減

低周波音の影響が、実行可能な範囲内で出来る限り回避または低減されており、必要に応じてその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているか否かについて評価を行う。

2. 基準又は目標との整合性

低周波音については、環境基準等が設定されていないため、人体等への影響に関する調査研究から得られた科学的知見を参考に、それらとの整合が図られているか否かを評価する。

6-5　悪臭

6-5-1　現地調査の手法及びその選定理由

調査は、事業特性及び地域特性において悪臭に係る特別な条件等がないことから、表 6-13に示すとおり、技術指針等において示されている一般的な手法を用いる。

また、調査地点の設定理由は表 6-14に示すとおりである。

表 6-13　悪臭に係る現地調査手法

環境要素	項目	調査方法	調査地点 （図 6-4、図 6-5 参照）	調査頻度・時期等
悪臭	特定悪臭物質	「特定悪臭物質の測定の方法」（昭和 47 年　環境庁告示第 9 号）に定める測定方法	対象事業実施区域の敷地境界２地点	２回/年（夏季）
	臭気指数	「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」（平成7年　環境庁告示第63号）に準拠 ［三点比較式臭袋法］	対象事業実施区域の敷地境界２地点、周辺５地点	

表 6-14　悪臭に係る現地調査地点の設定理由

環境要素	地点番号	地点名	設定理由
特定悪臭物質 臭気指数	1－1	対象事業実施区域の敷地境界（風上）	対象事業実施区域の敷地境界における悪臭の現況を把握するため、設定する。
	1－2	対象事業実施区域の敷地境界（風下）	
臭気指数	2	下小俣公園	最多風向（西北西）の風下側となる住宅地付近として、対象事業実施区域の南東側約 1.2km 地点における悪臭の現況を把握するため設定する。
	3	西豊浜町上区公民館	最多風向（西北西）の風下側となる住宅地付近として、対象事業実施区域の東側約 1.4km 地点における悪臭の現況を把握するため設定する。
	4	伊勢広域環境組合クリーンセンター	２番目に多い風向（南南西）の風下となる住宅地付近として、対象事業実施区域の北北東側約 1.5km 地点における悪臭の現況を把握するため設定する。
	5	明野東部公園	最寄りのまとまった住宅地付近として、対象事業実施区域の北西側約 0.8km 地点における悪臭の現況を把握するため設定する。
	6	相合公園	住宅地の多い地域として、対象事業実施区域の南西側約 1.8km 地点における悪臭の現況を把握するため設定する。

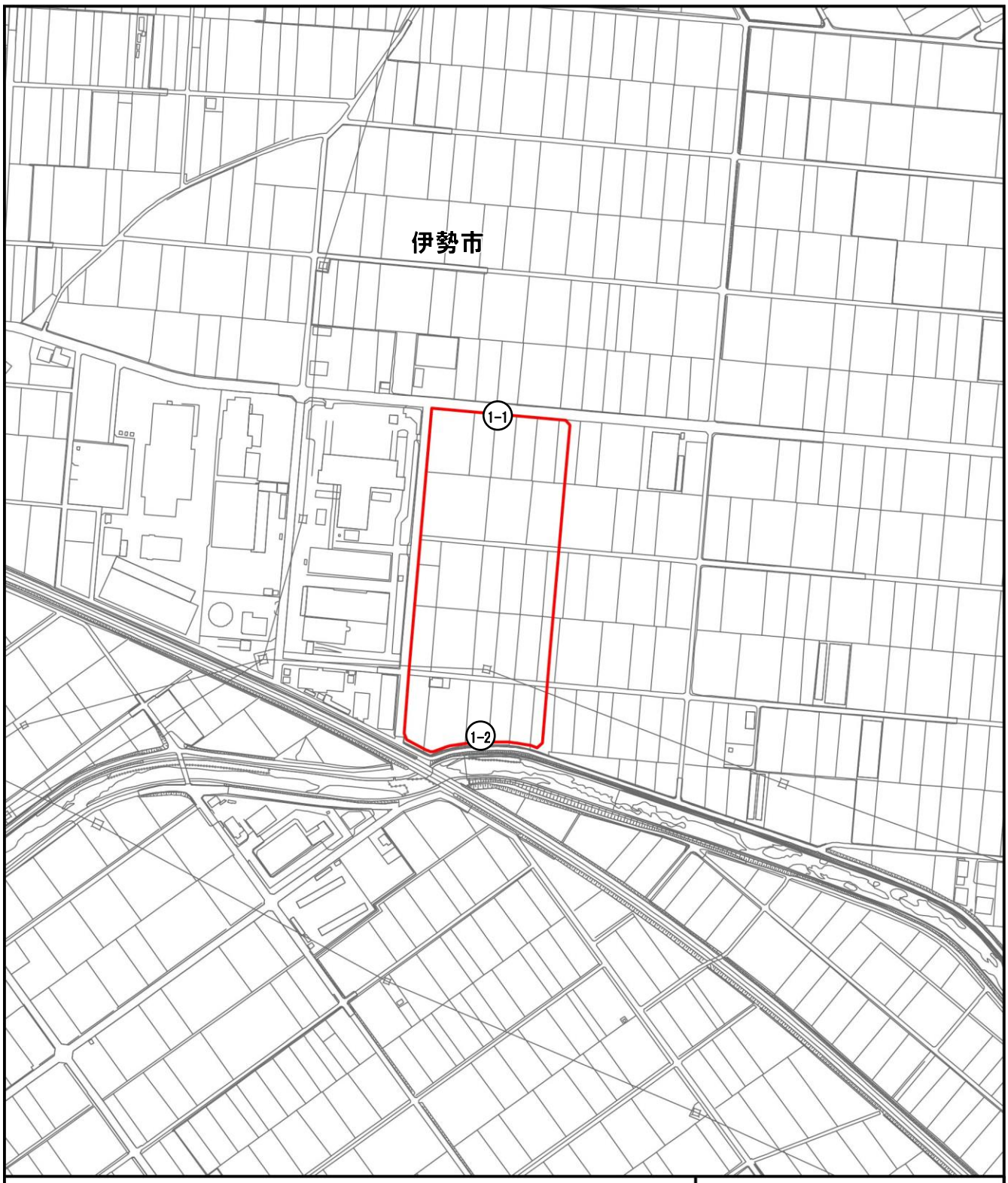

凡　例

対象事業実施区域

悪臭調査地点（特定悪臭物質、臭気指数）

注）調査地点は、調査日の風向の状況に応じて風上、風下となる地点を選定する。

N

1:5,000

0　50m　100m　200m

図 6-4　悪臭調査地点位置図（対象事業実施区域内）

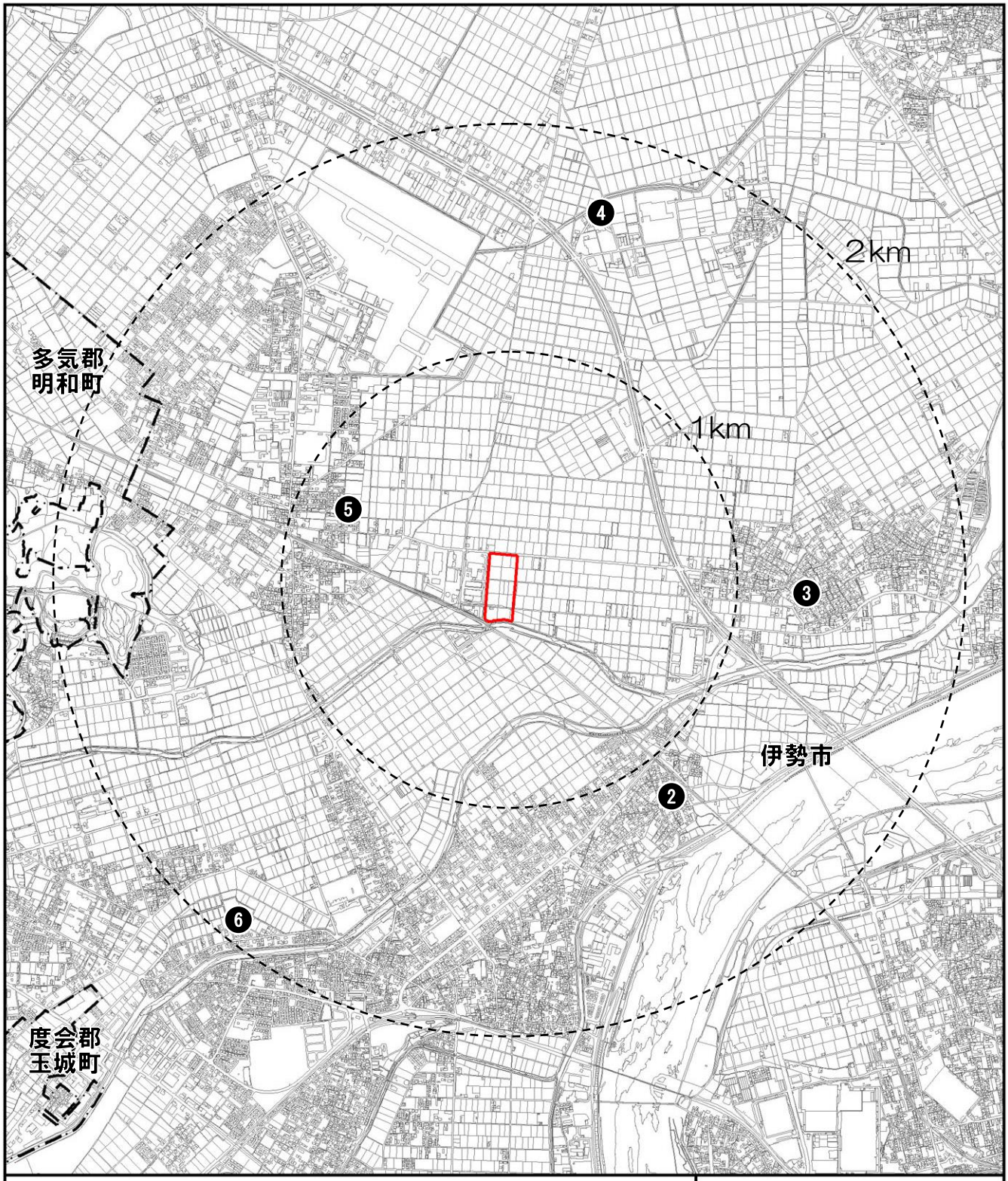

凡　例

対象事業実施区域

市町境

悪臭調査地点（臭気指数）

N

1:25,000

0　250m　500m　1km

図 6-5　悪臭調査地点位置図（周辺地域）

6-5-2　予測の手法及びその選定理由

予測は、事業特性及び地域特性において悪臭に係る特別な条件等がないことから、表 6-15 に示すとおり、技術指針等において示されている一般的な手法である類似事例の引用あるいは解析による手法及び大気拡散計算による手法を用いる。

表 6-15　悪臭に係る予測手法

影響要因	項目	予測事項	予測方法	予測地域	予測対象時期等
存在及び供用	特定悪臭物質 臭気指数	施設からの漏洩	類似事例の引用及び事業計画に基づく悪臭の漏洩防止対策の内容を明らかにすることによる予測	対象事業実施区域の敷地境界	事業活動が定常状態となる時期
		煙突排ガス （臭気指数）	大気拡散計算	対象事業実施区域を中心に関係地域とした半径３km の範囲	

6-5-3　評価の手法及びその選定理由

評価は、事業特性及び地域特性において悪臭に係る特別な条件等がないことから、以下に示すとおり、技術指針等に示されている手法を用いる。

1. 環境影響の回避・低減

悪臭の影響が、実行可能な範囲内で出来る限り回避または低減されており、必要に応じてその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているか否かについて評価を行う。

2. 基準又は目標との整合性

国または三重県による環境保全上の基準または目標が示されている場合には、それらと調査及び予測結果との間に整合が図られているか否かについて評価を行う。

以上のことから、悪臭防止法に基づく規制基準との整合性が図られているか否かを評価する。

6-6　水質

6-6-1　現地調査の手法及びその選定理由

調査は、事業特性及び地域特性において水質に係る特別な条件等がないことから、表 6-16に示すとおり、技術指針等において示されている一般的な手法を用いる。

また、調査地点の設定理由は表 6-17に示すとおりである。

表 6-16　水質に係る現地調査手法

環境要素	項目	調査方法	調査地点 （図 6-6 参照）	調査頻度・時期等
水質	通常河川水質 ・生活環境項目注） （水素イオン濃度、浮遊物質量、生物化学的酸素要求量、溶存酸素濃度、大腸菌群数） ・流量	現地にて採水等を行い、環境庁告示等に定める方法	排水が流入する可能性のある放流先排水路１地点、合流先の河川２地点	４季/年 （各１回）
	降雨時の河川水質 ・浮遊物質量 ・透視度・濁度 ・流量			１降雨（３回）
	土壌沈降試験	「選炭廃水試験方法 JIS M 0201-12」による方法	対象事業実施区域１地点	１回

注）下線の項目については、生活排水が浄化槽にて処理後、公共用水域に放流する計画に決定した場合に実施する。

表 6-17　水質に係る現地調査地点の設定理由

環境要素	地点番号	地点名	設定理由
水質	1	放流先排水路	工事の実施による工事排水及び施設の供用に伴う生活排水注）の放流先となる排水路において、水質の現況を把握するため、設定する。
	2	相合川上流	工事の実施による工事排水及び施設の供用に伴う生活排水注）の放流先となる排水路が合流する相合川の上流側において、水質の現況を把握するため、設定する。
	3	相合川下流	工事の実施による工事排水及び施設の供用に伴う生活排水注）の放流先となる排水路が合流する相合川の下流側において、水質の現況を把握するため、設定する。

注）生活排水が浄化槽にて処理後、公共用水域に放流する計画に決定した場合、各地点が流入先となる可能性がある。

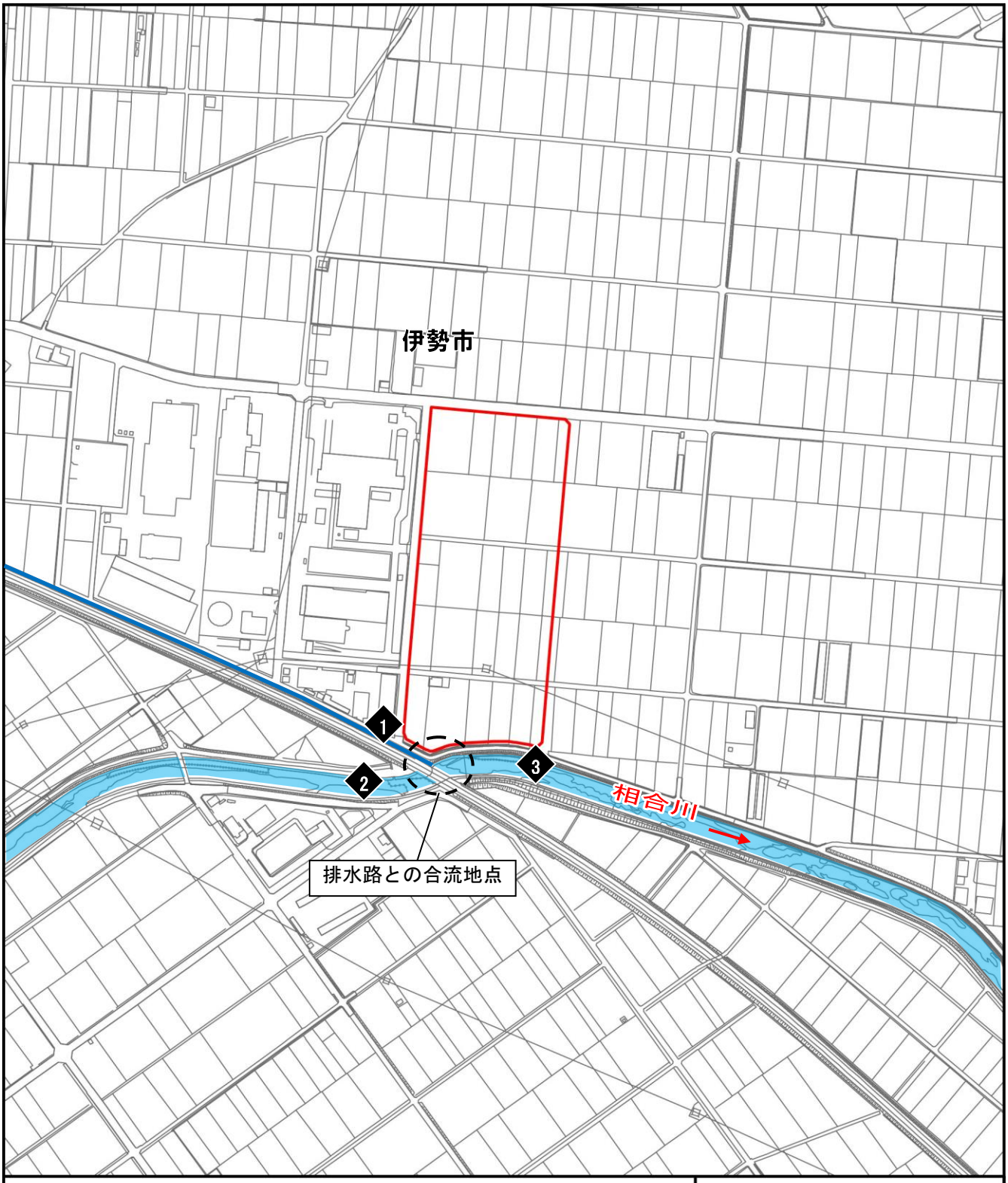

凡　例

対象事業実施区域

河川水質調査地点

注）調査地点は、放流先排水路、相合川のうち排水路との合流地点よりも上流側及び下流側とし、詳細な地点は調査当日の河川状況を踏まえ、最終決定する。

放流先排水路　　河川

N

1:5,000

0　50m　100m　200m

図 6-6　水質調査地点位置図

6-6-2　予測の手法及びその選定理由

予測は、事業特性及び地域特性において水質に係る特別な条件等がないことから、表 6-18 に示すとおり、技術指針等において示されている一般的な手法である類似事例の引用あるいは解析等による予測手法を用いる。

表 6-18　水質に係る予測手法

影響要因	項目	予測事項	予測方法	予測地域	予測対象時期等
工事の実施	水素イオン濃度	コンクリート打設工事によるアルカリ排水の影響	類似事例の引用及び工事計画に基づく排水処理の内容を明らかにすることによる予測	排水が流入する可能性のある水域	建設工事において、アルカリ排水の影響が最大となる時期
	浮遊物質量	土地の造成に伴う濁水の影響	類似事例の引用及び工事計画に基づく排水処理の内容を明らかにすることによる予測		建設工事おいて、濁水の影響が最大となる時期
存在及び供用注)	水素イオン濃度、浮遊物質量、生物化学的酸素要求量	生活排水の排水に伴う影響	事業計画に基づく排水処理の内容を明らかにすることによる予測		事業活動が定常状態となる時期

注）存在及び供用に係る予測は、生活排水が浄化槽にて処理後、公共用水域に放流する計画に決定した場合に実施する。

6-6-3　評価の手法及びその選定理由

評価は、事業特性及び地域特性において水質に係る特別な条件等がないことから、以下に示すとおり、技術指針等に示されている手法を用いる。

1. 環境影響の回避・低減

水質の影響が、実行可能な範囲内で出来る限り回避または低減されており、必要に応じてその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているか否かについて評価を行う。

2. 基準又は目標との整合性

国または三重県による環境保全上の基準または目標が示されている場合には、それらと調査及び予測結果との間に整合が図られているか否かについて評価を行う。

以上のことから、工事の実施に伴う影響については現地調査結果等の参考値との整合等、供用時の生活排水による影響について予測・評価を行う場合には、環境基準等との整合が図られているか否かを評価する。

6-7　地下水の水質及び水位

6-7-1　現地調査の手法及びその選定理由

調査は、事業特性及び地域特性において地下水に係る特別な条件等がないことから、表 6-19に示すとおり、技術指針等において示されている一般的な手法を用いる。

また、調査地点の設定理由は表 6-20に示すとおりである。

表 6-19　地下水に係る現地調査手法

環境要素	項目	調査方法	調査地点 （図 6-7 参照）	調査頻度・時期等
地下水の水質及び水位	地下水の水位	自記水位計による測定	対象事業実施区域周辺 １地点	１年間連続
	地下水の水質注) ・環境基準項目 （ダイオキシン類含む）	現地にて採水等を行い、環境庁告示等に定める方法		２回/年 （豊水期、渇水期）

注)地下水の水質は、現況把握を目的に実施する。

表 6-20　地下水の水位に係る現地調査地点の設定理由

環境要素	地点名	設定理由
地下水の水質及び水位	対象事業実施区域周辺	対象事業実施区域周辺における、地下水位及び地下水質の現況を把握するため、設定する。

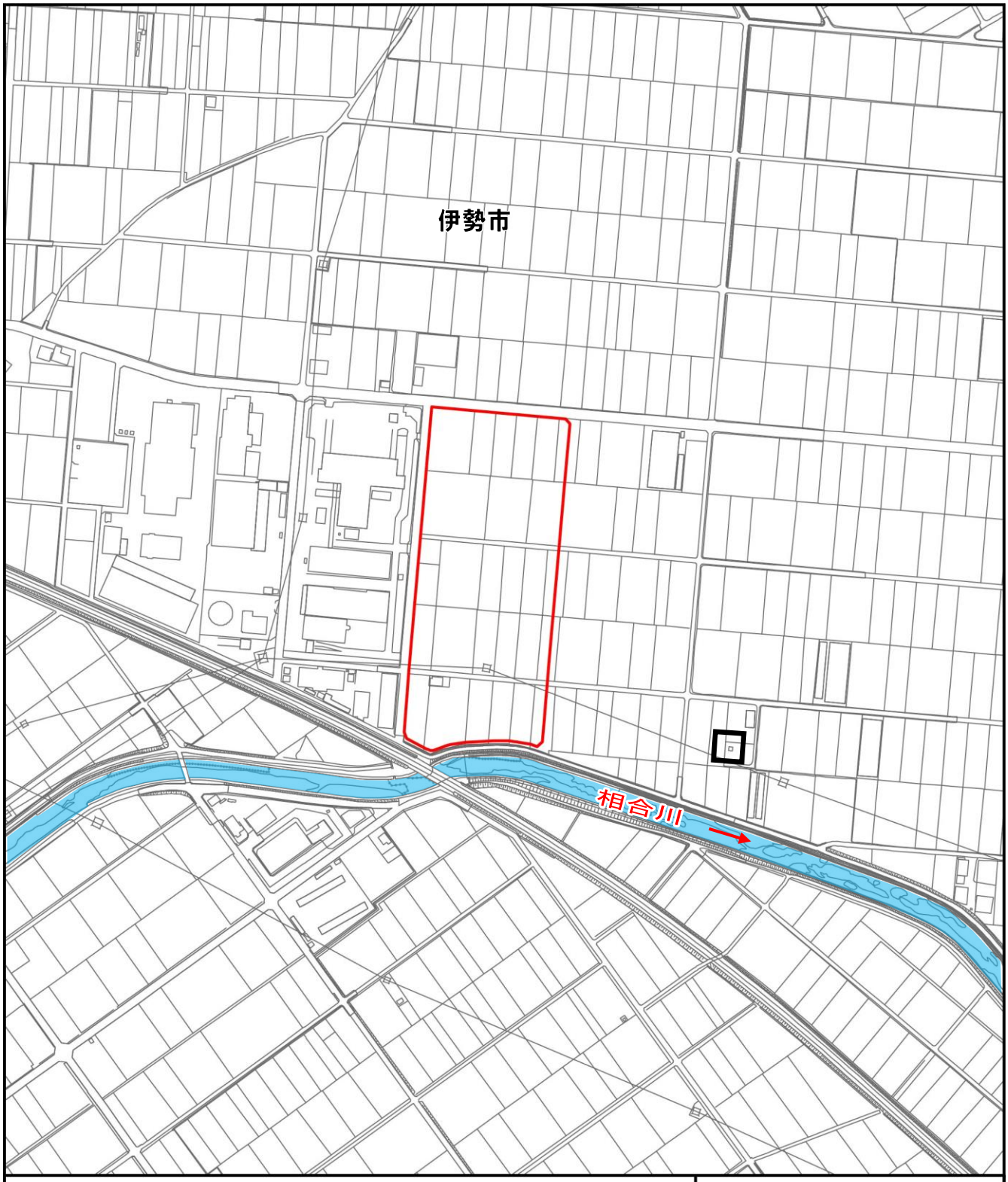

凡　例

対象事業実施区域

地下水位及び地下水質調査地点

N

1:5,000

0　50m　100m　200m

図 6-7　地下水調査地点位置図

6-7-2　予測の手法及びその選定理由

予測は、事業特性及び地域特性において地下水に係る特別な条件等がないことから、表 6-21 に示すとおり、技術指針等において示されている一般的な手法である類似事例の引用あるいは解析等による予測手法を用いる。

表 6-21　地下水の水位に係る予測手法

影響要因	項目	予測事項	予測方法	予測地域	予測対象時期等
存在及び供用	地下水の水位	井水の利用による地下水位への影響	類似事例の引用及び事業計画に基づく対策の内容を明らかにすることによる予測	対象事業実施区域及びその周辺	事業活動が定常状態となる時期

6-7-3　評価の手法及びその選定理由

評価は、事業特性及び地域特性において地下水の水位に係る特別な条件等がないことから、以下に示すとおり、技術指針等に示されている手法を用いる。

1. 環境影響の回避・低減

地下水への影響が、実行可能な範囲内で出来る限り回避または低減されており、必要に応じてその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているか否かについて評価を行う。

6-8　地盤

6-8-1　現地調査の手法及びその選定理由

調査は、事業特性及び地域特性において地盤に係る特別な条件等がないことから、表 6-22に示すとおり、技術指針等において示されている一般的な手法を用いる。

また、調査地点の設定理由は表 6-23に示すとおりである。

表 6-22　地盤に係る現地調査手法

環境要素	項目	調査方法	調査地点 （図 6-7 参照）	調査頻度・時期等
地盤	地下水の水位	自記水位計による測定	対象事業実施区域周辺 1 地点	1 年間連続

表 6-23　地盤に係る現地調査地点の設定理由

環境要素	地点名	設定理由
地盤 （地下水の水位）	対象事業実施区域周辺	対象事業実施区域周辺における、地下水位の現況を把握するため、設定する。

6-8-2　予測の手法及びその選定理由

予測は、事業特性及び地域特性において地盤に係る特別な条件等がないことから、表 6-24 に示すとおり、技術指針等において示されている一般的な手法である類似事例の引用あるいは解析等による予測手法を用いる。

表 6-24　地盤に係る予測手法

影響要因	項目	予測事項	予測方法	予測地域	予測対象時期等
存在及び供用	地盤沈下	井水の利用による地盤沈下への影響	対象事業実施区域における測量調査（ボーリング調査結果）及び事業計画に基づく対策の内容を明らかにすることによる予測	対象事業実施区域及びその周辺	事業活動が定常状態となる時期

6-8-3　評価の手法及びその選定理由

評価は、事業特性及び地域特性において地盤に係る特別な条件等がないことから、以下に示すとおり、技術指針等に示されている手法を用いる。

1. 環境影響の回避・低減

地盤沈下への影響が、実行可能な範囲内で出来る限り回避または低減されており、必要に応じてその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているか否かについて評価を行う。

6-9　土壌

6-9-1　現地調査の手法及びその選定理由

調査は、事業特性及び地域特性において土壌に係る特別な条件等がないことから、表 6-25に示すとおり、技術指針等において示されている一般的な手法を用いる。

また、調査地点の設定理由は表 6-26に示すとおりである。

表 6-25　土壌に係る現地調査手法

環境要素	項目	調査方法	調査地点 （図 6-8 参照）	調査頻度・時期等
土壌	ダイオキシン類	「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）および土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年 環境庁告示第 68 号）に定める方法	既存施設内１地点及び周辺５地点	１回/年

表 6-26　土壌に係る現地調査地点の設定理由

環境要素	地点番号	地点名	設定理由
土壌	1	対象事業実施区域近傍	既存施設内において土壌の現況を把握するため設定する。
	2	下小俣公園	既存施設の稼動による影響を把握するため、一般環境大気質と同様の地点を設定する。
	3	西豊浜町上区公民館	
	4	伊勢広域環境組合クリーンセンター	
	5	明野東部公園	
	6	相合公園	

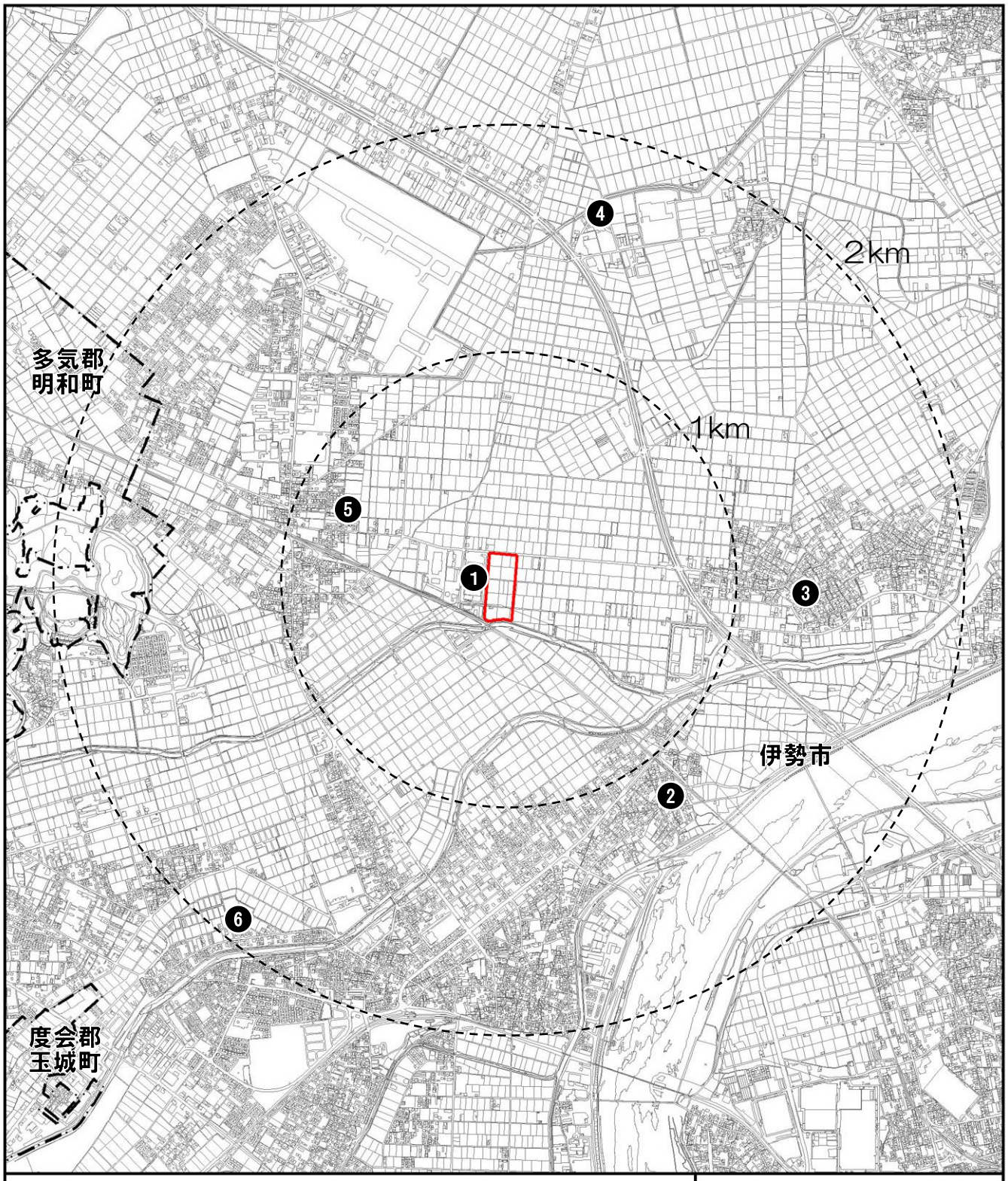

凡　例

対象事業実施区域

市町境

土壌調査地点

N

1:25,000

0　250m　500m　1km

図 6-8　土壌調査地点位置図

6-9-2　予測の手法及びその選定理由

予測は、事業特性及び地域特性において土壌に係る特別な条件等がないことから、表 6-27 に示すとおり、技術指針等において示されている一般的な手法である類似事例の引用及び「大気質」におけるダイオキシン類の予測結果をもとに推計する方法を用いる。

表 6-27　土壌に係る予測手法

影響要因	項目	予測事項	予測方法	予測地域	予測対象時期等
存在及び供用	ダイオキシン類	計画施設の稼働において排出されるダイオキシン類が土壌中に沈着する影響	「大気質」におけるダイオキシン類の予測結果をもとに、土壌への沈着割合、土壌分解データ等に基づき推計する方法	対象事業実施区域を中心に関係地域とした半径３km の範囲	事業活動が定常状態となる時期

6-9-3　評価の手法及びその選定理由

評価は、事業特性及び地域特性において土壌に係る特別な条件等がないことから、以下に示すとおり、技術指針等に示されている手法を用いる。

1. 環境影響の回避・低減

土壌の影響が、実行可能な範囲内で出来る限り回避または低減されており、必要に応じてその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているか否かについて評価を行う。

2. 基準又は目標との整合性

国または三重県による環境保全上の基準または目標が示されている場合には、それらと調査及び予測結果との間に整合が図られているか否かについて評価を行う。

以上のことから、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準との整合が図られているか否かを評価する。

6-10　陸生動物

6-10-1　現地調査の手法及びその選定理由

調査は、事業特性及び地域特性において陸生動物に係る特別な条件等がないことから、表6-28に示すとおり、技術指針等において示されている一般的な手法を用いる。

また、調査地点の設定理由は表 6-29に示すとおりである。

表 6-28　陸生動物に係る現地調査手法

環境要素	項目	調査方法	調査地点 （図 6-9 参照）	調査頻度・時期等
陸生動物	哺乳類	フィールドサイン法、直接観察法、トラップ法、自動撮影法	対象事業実施区域周辺 200m	４季/年 （春、夏、秋、冬）
	鳥類	ラインセンサス法、スポットセンサス法、任意観察法		５/年 （春、初夏、夏、秋、冬）
	爬虫類・両生類	フィールドサイン法、直接観察法		３季/年 （早春、春、秋）
	昆虫類	任意採集法、ビーティング法、スウィーピング法、ライトトラップ法、ベイトトラップ法		３季/年 （春、夏、秋） ホタル類：初夏
	クモ類	任意採集法、ビーティング法、スウィーピング法		３季/年 （春、夏、秋）
	陸産貝類	任意観察法、任意採集法		３季/年 （春、夏、秋）

表 6-29　陸生動物に係る現地調査地点の設定理由

環境要素	地点番号	地点名	設定理由
陸生動物	1	対象事業実施区域内	対象事業実施区域の代表的な環境（耕作地）として設定する。
	2	対象事業実施区域外南側	対象事業実施区域南側の代表的な環境（耕作地）として設定する。
	3	対象事業実施区域外北東側	対象事業実施区域北側・東側の代表的な環境（耕作地）として設定する。なお、対象事業実施区域内と同様の環境であるため、移動能力の低いものを対象とする。

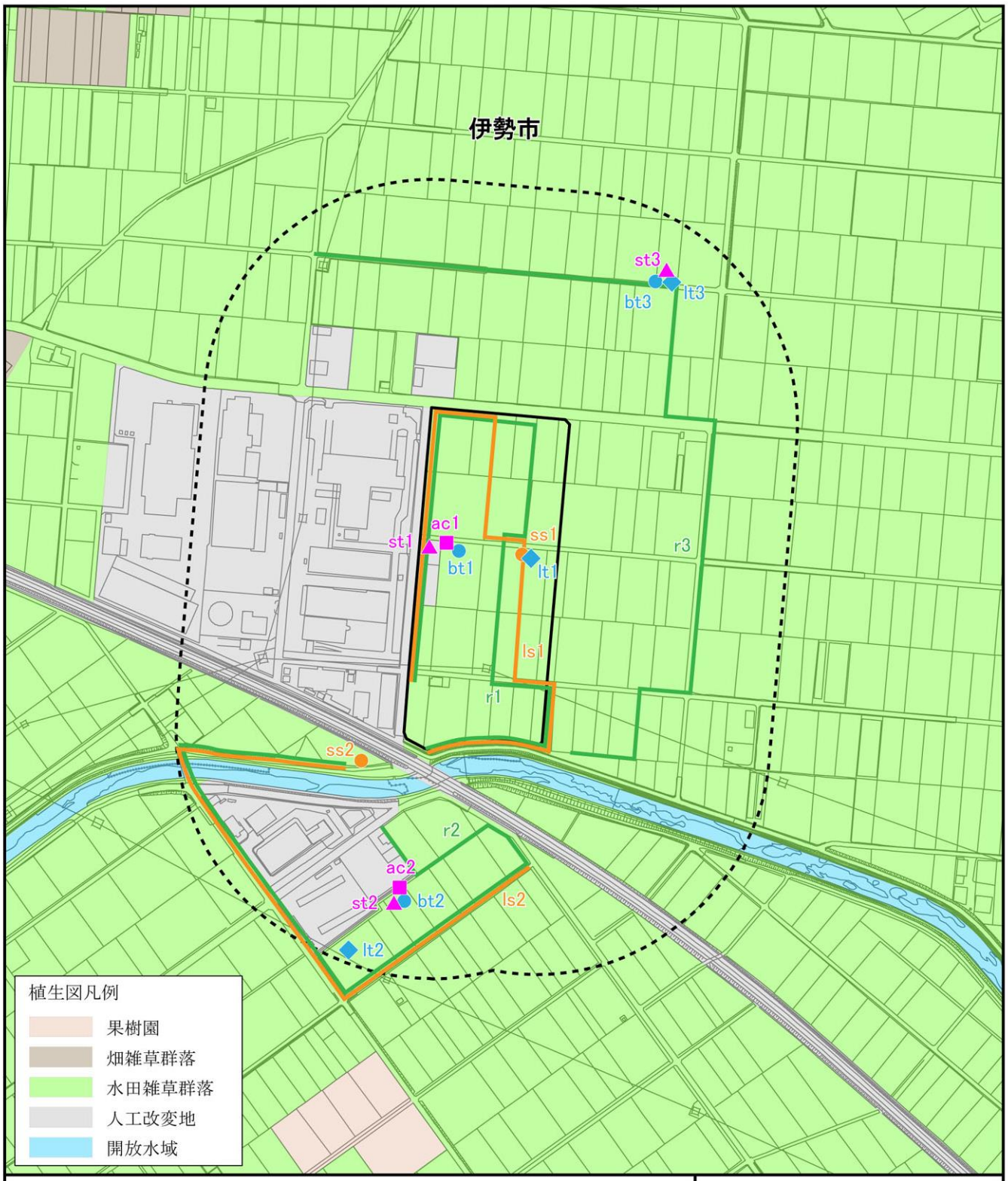

凡　例

対象事業実施区域

調査範囲
（対象事業実施区域より
200mの範囲）

任意踏査ルート(r)
（哺乳類、両生類、爬虫類、昆虫類、
クモ類、陸産貝類）

哺乳類
- シャーマントラップ(st)
- 自動撮影カメラ(ac)

鳥類
- スポットセンサス(ss)
- ラインセンサスルート(ls)

昆虫類
- ベイトトラップ(bt)
- ライトトラップ(lt)

N

1:5,000

0　50m　100m　200m

図 6-9　陸生動物・植物調査地点位置図

6-10-2　予測の手法及びその選定理由

予測は、事業特性及び地域特性において陸生動物に係る特別な条件等がないことから、表 6-30に示すとおり、技術指針等において示されている一般的な手法を用いることとし、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用あるいは解析による方法を用いる。

表 6-30　陸生動物に係る予測手法

影響要因	項目	予測事項	予測方法	予測地域	予測対象時期等
工事の実施	動物相 重要な種 注目すべき生息地	土地の造成及び工作物の建設に伴う影響	分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析	対象事業実施区域周辺 200m	工事による影響が最大となる時期
存在及び供用		造成地の存在、工作物の存在及び土地の利用による影響			事業活動が定常状態となる時期

6-10-3　評価の手法及びその選定理由

評価は、事業特性及び地域特性において陸生動物に係る特別な条件等がないことから、以下に示すとおり、技術指針等に示されている手法を用いる。

1. 環境影響の回避・低減

陸生動物への影響が、実行可能な範囲内で出来る限り回避または低減されており、必要に応じてその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているか否かについて評価を行う。

6-11　陸生植物

6-11-1　現地調査の手法及びその選定理由

調査は、事業特性及び地域特性において陸生植物に係る特別な条件等がないことから、表6-31に示すとおり、技術指針等において示されている一般的な手法を用いる。

また、調査範囲は、陸生動物と同様に、対象事業実施区域から200mの範囲とする。（図 6-9参照）

表 6-31　陸生植物に係る現地調査手法

環境要素	項目	調査方法	調査地点 （図 6-9 参照）	調査頻度・時期等
陸生植物	植物相（種子植物及びシダ植物）	目視観察法	対象事業実施区域周辺200m	４季 （早春、春、夏、秋）
	植生	ブラウン-ブランケの植物社会学的手法に基づいたコドラート法		１季（秋）

6-11-2　予測の手法及びその選定理由

予測は、事業特性及び地域特性において陸生植物に係る特別な条件等がないことから、表6-32に示すとおり、技術指針等において示されている一般的な手法を用いることとし、分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用あるいは解析による方法を用いる。

表 6-32　陸生植物に係る予測手法

影響要因	項目	予測事項	予測方法	予測地域	予測対象時期等
工事の実施	植物相 植物群落及び植生自然度 重要な種及び群落	土地の造成に伴う影響	分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析	対象事業実施区域周辺 200m	工事による影響が最大となる時期
存在及び供用		造成地の存在、工作物の存在及び土地の利用による影響			事業活動が定常状態となる時期

6-11-3　評価の手法及びその選定理由

評価は、事業特性及び地域特性において陸生植物に係る特別な条件等がないことから、以下に示すとおり、技術指針等に示されている手法を用いる。

1. 環境影響の回避・低減

陸生植物への影響が、実行可能な範囲内で出来る限り回避または低減されており、必要に応じてその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているか否かについて評価を行う。

6-12　水生生物

6-12-1　現地調査の手法及びその選定理由

調査は、事業特性及び地域特性において水生生物に係る特別な条件等がないことから、表6-33に示すとおり、技術指針等において示されている一般的な手法を用いる。

また、調査地点の設定理由は表 6-34に示すとおりである。

表 6-33　水生生物に係る現地調査手法

環境要素	項目	調査方法	調査地点 （図 6-10 参照）	調査頻度・時期等
水生生物	淡水魚類	タモ網、セル瓶または網カゴの設置による採集	排水が流入する可能性のある放流先排水路１地点、合流先の河川１地点	４季 （春、夏、秋、冬）
	底生生物	タモ網による採集		
	付着藻類	定量採集法		

表 6-34　水生生物に係る現地調査地点の設定理由

環境要素	地点番号	地点名	設定理由
水生生物	1	放流先排水路	工事の実施による工事排水及び施設の供用に伴う生活排水注) の流入または放流先となる排水路及び相合川において、水生生物の現況を把握するため、設定する。
	2	相合川下流	

注）生活排水が浄化槽にて処理後、公共用水域に放流する計画に決定した場合、各地点が流入先となる可能性がある。

6-12-2　予測の手法及びその選定理由

予測は、事業特性及び地域特性において水生生物に係る特別な条件等がないことから、表6-35に示すとおり、技術指針等において示されている一般的な手法を用いることとし、分布又は生息・生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用、あるいは解析による方法を用いる。

表 6-35　水生生物に係る予測手法

影響要因	項目	予測事項	予測方法	予測地域	予測対象時期等
工事の実施	動物相及び植物相 重要な種 注目すべき生息・生育地	土地の造成に伴う濁水及び工作物の建設に伴う排水による影響	分布又は生育・生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析	排水が流入する可能性のある水域	工事による影響が最大となる時期
存在及び供用注)		工作物の供用・稼働に伴う生活排水の排水による影響			事業活動が定常状態となる時期

注）存在及び供用に係る予測は、生活排水が浄化槽にて処理後、公共用水域に放流する計画に決定した場合に実施する。

6-12-3　評価の手法及びその選定理由

評価は、事業特性及び地域特性において水生生物に係る特別な条件等がないことから、以下に示すとおり、技術指針等に示されている手法を用いる。

1. 環境影響の回避・低減

水生生物への影響が、実行可能な範囲内で出来る限り回避または低減されており、必要に応じてその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているか否かについて評価を行う。

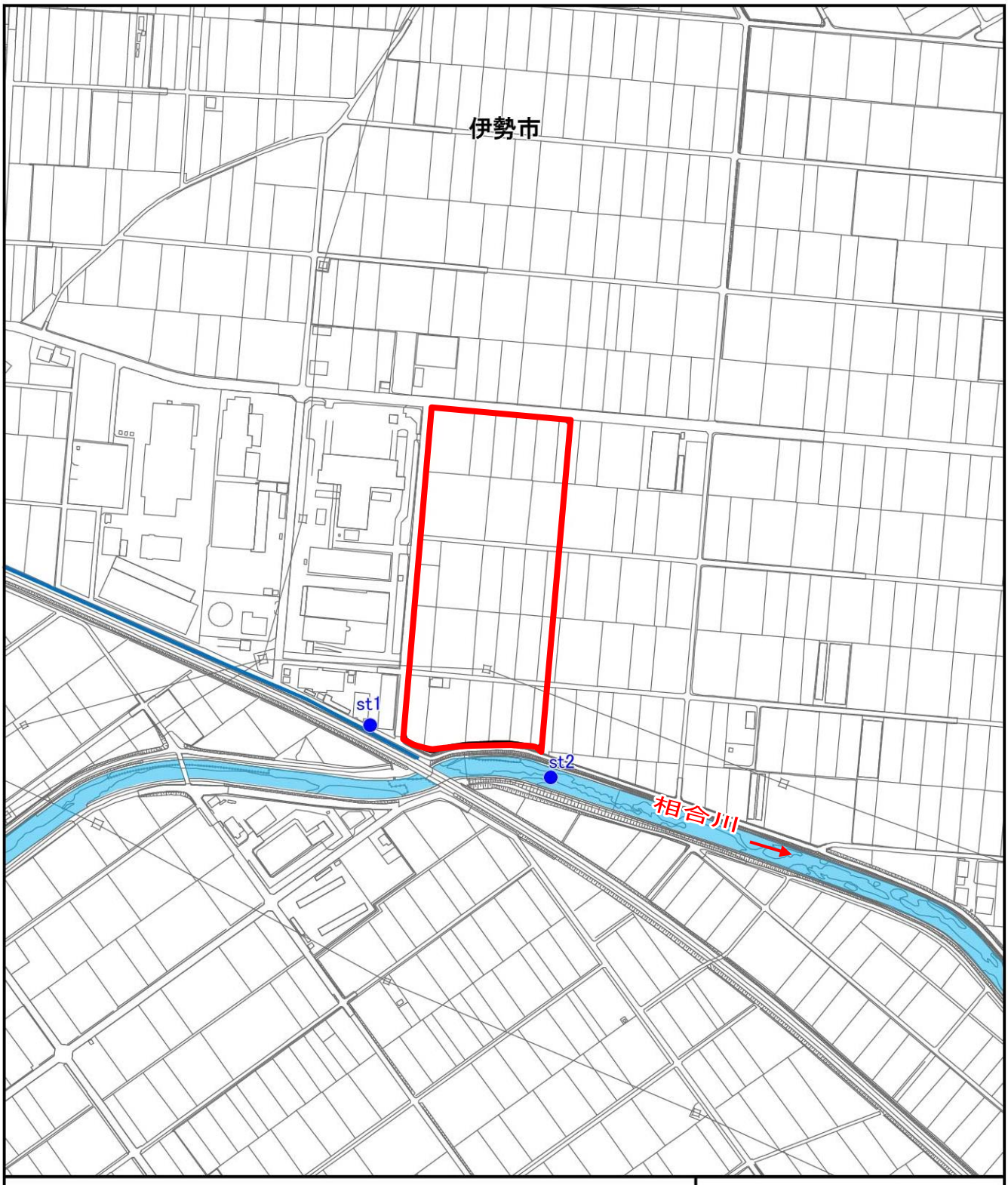

凡　例

対象事業実施区域

水生生物調査地点

放流先排水路

河川

N

1:5,000

0　50m　100m　200m

図 6-10　水生生物調査地点位置図

6-13　生態系

6-13-1　現地調査の手法及びその選定理由

調査は、事業特性及び地域特性において生態系に係る特別な条件等がないことから、表 6-36 に示すとおり、技術指針等において示されている一般的な手法を用いる。

表 6-36　生態系に係る調査手法

環境要素	項目	調査方法	調査地点	調査頻度・時期等
生態系	生態系の構造、環境の類型区分、食物連鎖の状況	陸生動物、陸生植物及び水生生物の現地調査結果及び種の生態等に関する文献等の情報収集並びに当該情報の整理及び解析	陸生動物、陸生植物及び水生生物調査に準じる	陸生動物、陸生植物及び水生生物調査に準じる
	地域を特徴づける生態系の注目種(上位性、典型性、特殊性の観点から選定)の生態、他の動植物との関係及び生息・生育環境の状況			

対象事業実施区域及びその周辺の環境類型区分は、「第３章 対象事業実施区域及びその周囲の概況」（表6-37参照）で示したとおり、平坦地形であり、地形による生態系の変化は見られない。そのため、伊勢平野に広がる水田雑草群落や畑雑草群落を基盤とする「田畑」が大部分を占め、対象事業実施区域に隣接する「人工改変地」及び相合川の「水域」の３つに区分した。

調査範囲の環境類型区分図は図 6-11に、各類型の特徴は表 6-38に示すとおりである。

類型区分別でみると、対象事業実施区域内は田畑が大半を占め、一部に人工改変地が存在するのみである。対象事業実施区域周辺は、西側には既存施設が存在し、さらにその西側も工場等の人工改変地になっているが、北から東側は対象事業実施区域内と同様の田畑が広がっている。

対象事業実施区域の南側は鉄道及び相合川により分断されているが、相合川の南側は対象事業実施区域と同様に田畑が広がっており、一部に人工改変地がみられる。

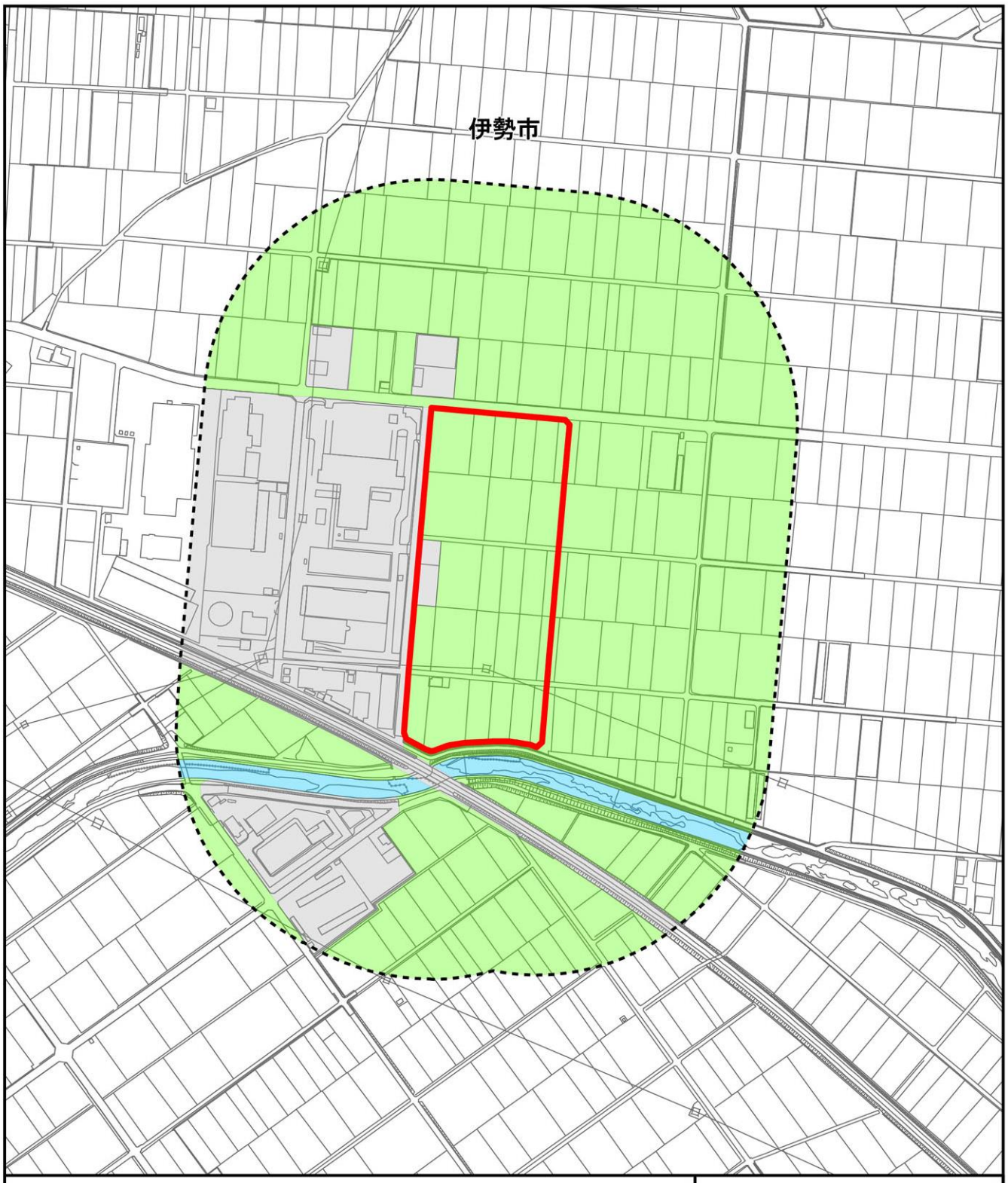

凡　例

対象事業実施区域

調査範囲
（対象事業実施区域より
200mの範囲）

環境類型区分

田畑

人工改変地

水域

N

1:5,000

0　50m　100m　200m

図 6-11　環境類型区分図

表 6-37　生態系にかかる環境要素の概況

項目	概　　況
地形	対象事業実施区域は伊勢平野の平坦地に位置し、標高は約 10mで平坦な地形となっている。
表層地質	氾濫原、後背湿地及び谷底低地堆積物や低位段丘堆積物が広く分布している。
水系	対象事業実施区域の東側には、三重県内最大の河川である宮川（一級河川）が流れており、河口付近で分派し伊勢湾に注いでいる。また、対象事業実施区域の西側には伊勢湾に注ぐ二級河川である外城田川が流れており、その支流である相合川が対象事業実施区域南側に隣接している。
植生・土地利用	対象事業実施区域周辺は、水田雑草群落及び畑雑草群落などが広がっており、対象事業実施区域の西側は、工場地帯となっている。

表 6-38　環境類型区分の特徴

区分	調査地域内の割合	特徴
田畑	72.3%	調査範囲内の約７割を占め、対象事業実施区域はほぼ全域が該当する。
人工改変地	25.1%	対象事業実施区域に隣接する西側及び南側に広がっている。路傍・空地雑草は見られるが、わずかである。
水域	2.6%	対象事業実施区域の南側に隣接する相合川であり、河川内には中洲が発達し、植生が見られるが、ブロックで護岸されている。

地域を特徴づける生態系の注目種及び群集を、環境類型区分やその区分での生息・生育種の情報をもとに、上位性としてホンドタヌキとチョウゲンボウ、典型性としてヒバリを選定した。特殊性は調査範囲内に特殊な環境は見られなかったため、選定しなかった。

抽出した注目種及びその選定理由は表 6-39に示すとおりである。

表 6-39　注目種の選定結果

区分	注目種	選定理由
上位性	ホンドタヌキ	調査範囲において想定される食物網の上位種であり、上位種の中で雑食性の利用種として調査範囲内の広い範囲が生息環境になり得、調査範囲における活動域が広いため、上位性の注目種として選定した。
	チョウゲンボウ	調査範囲において想定される食物網の上位種であり、上位種の中で肉食性の利用種として調査範囲内の広い範囲が採餌環境になり得、調査範囲における活動域が広いため、上位性の注目種として選定した。
典型性	ヒバリ	調査範囲において想定される食物網の中位種である。農耕地で繁殖する種であり、調査範囲の広い範囲が生息環境になり得る種であるため、典型性の注目種として選定した。

注）注目種は、今後実施する現地調査結果を踏まえ、再度、検討する。

6-13-2　予測の手法及びその選定理由

予測は、事業特性及び地域特性において生態系に係る特別な条件等がないことから、表 6-40 に示すとおり、技術指針等において示されている一般的な手法を用いることとし、分布又は生息・生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用あるいは解析による方法を用いる。

表 6-40　生態系に係る予測手法

<table>
<tr><th>影響要因</th><th>項目</th><th>予測事項</th><th>予測方法</th><th>予測地域</th><th>予測対象時期等</th></tr>
<tr><td>工事の実施</td><td rowspan="2">地域を特徴づける生態系の注目種（上位性、典型性）</td><td>土地の造成及び工作物の建設による影響</td><td rowspan="2">環境類型区分への影響の程度を予測するとともに、それらが地域を特徴づける生態系の注目種等の生息生育に及ぼす影響の程度について事例の引用又は解析により予測</td><td rowspan="2">調査地域と同様</td><td>工事による影響が最大となる時期</td></tr>
<tr><td>存在及び供用</td><td>造成地の存在、工作物の存在、土地の利用及び工作物の供用・稼働による影響注）</td><td>事業活動が定常状態となる時期</td></tr>
</table>

注）工作物の供用・稼働に係る予測は、生活排水が浄化槽にて処理後、公共用水域に放流する計画に決定した場合に実施する。

6-13-3　評価の手法及びその選定理由

評価は、事業特性及び地域特性において生態系に係る特別な条件等がないことから、以下に示すとおり、技術指針等に示されている手法を用いる。

1. 環境影響の回避・低減

生態系への影響が、実行可能な範囲内で出来る限り回避または低減されており、必要に応じてその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているか否かについて評価を行う。

6-14　景観

6-14-1　現地調査の手法及びその選定理由

調査は、事業特性及び地域特性において景観に係る特別な条件等がないことから、表 6-41に示すとおり、技術指針等において示されている一般的な手法を用いる。

また、調査地点の設定理由は表 6-42に示すとおりである。

表 6-41　景観に係る現地調査手法

環境要素	項目	調査方法	調査地点 （図 6-12 参照）	調査頻度・時期等
景観	自然景観資源、日常的な視点かつ公共性の高い眺望点、主要な眺望点、眺望景観等	現地踏査及び写真撮影	対象事業実施区域から半径約２㎞の範囲 ５地点	２季 （着葉季、落葉季）

表 6-42　景観に係る現地調査地点の設定理由

環境要素	地点番号	地点名	設定理由
景観	1	国道 23 号沿道	対象事業実施区域の東側約 900ｍに位置する国道 23 号線沿道付近からの地点であり、公共性・代表性のある地点として設定。
	2	小俣町元町住宅地付近	対象事業実施区域の南側約 700ｍに位置する住宅地付近からの地点であり、地域住民の身近な景観の地点として設定。
	3	明野駅	対象事業実施区域の西側約 700ｍに位置する明野駅からの地点であり、公共性・代表性のある地点として設定。
	4	大仏山公園	対象事業実施区域の西側約 1.6 ㎞に位置する大仏山公園からの地点であり、主要な眺望地点として設定。
	5	宮川大橋	対象事業実施区域の東南東側約 1.7 ㎞に位置する宮川大橋からの地点であり、主要な眺望地点として設定。

6-14-2　予測の手法及びその選定理由

予測は、事業特性及び地域特性において景観に係る特別な条件等がないことから、表 6-43 に示すとおり、技術指針等において示されている一般的な手法を用いることとし、造成地及び工作物の存在による影響を、フォトモンタージュ法により予測する。

表 6-43　景観に係る予測手法

影響要因	項目	予測事項	予測方法	予測地域	予測対象時期等
存在及び供用	眺望景観	造成地の存在及び工作物の存在による景観への影響	フォトモンタージュ法による現況と将来写真との比較	調査地点と同様	供用開始後おいて、植栽等による修景が完了した時期

6-14-3　評価の手法及びその選定理由

評価は、事業特性及び地域特性において景観に係る特別な条件等がないことから、以下に示すとおり、技術指針等に示されている手法を用いる。

1. 環境影響の回避・低減

景観への影響が、実行可能な範囲内で出来る限り回避または低減への配慮が適正になされているか否かについて評価を行う。

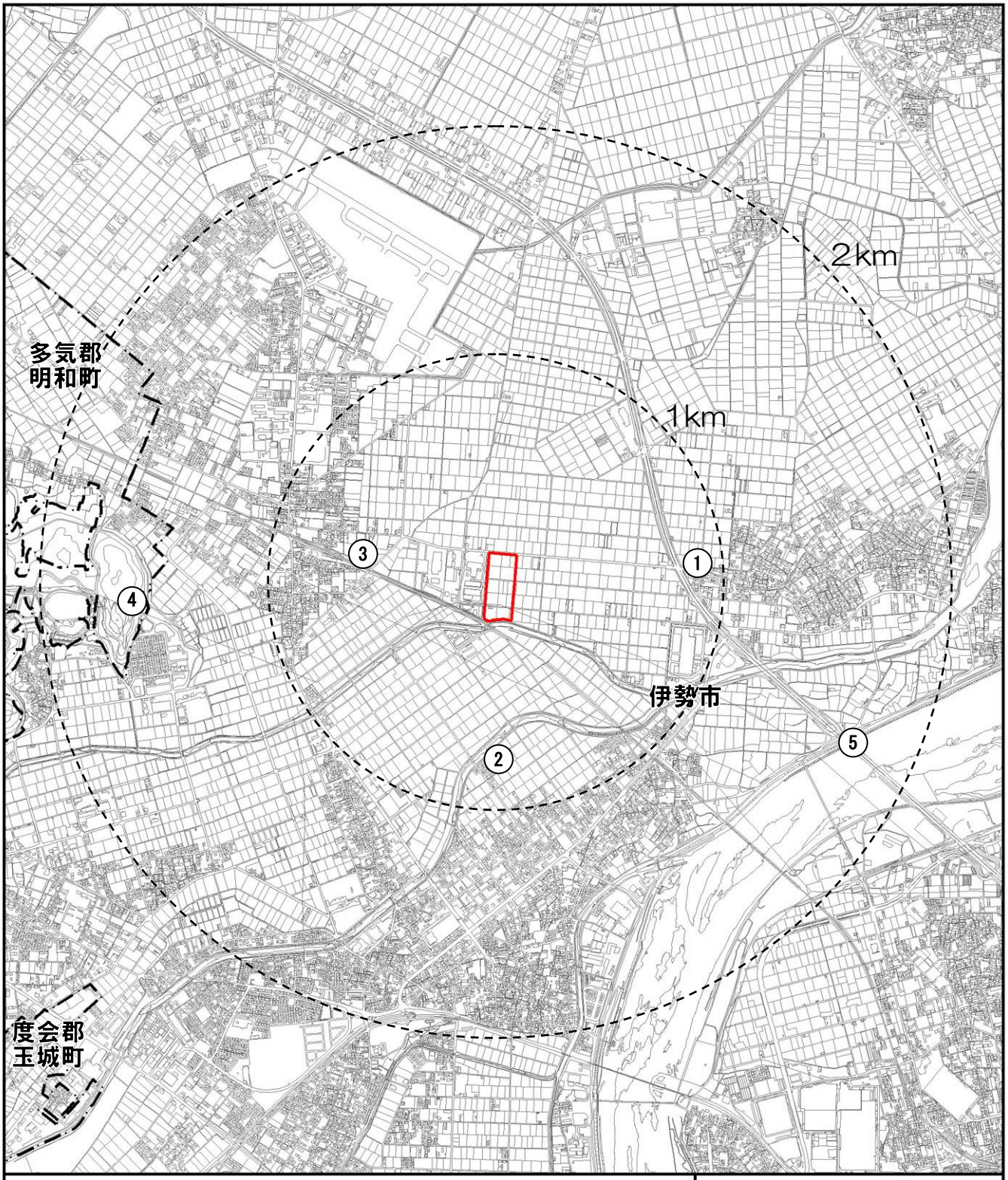

凡　例

対象事業実施区域

市町境

景観調査地点

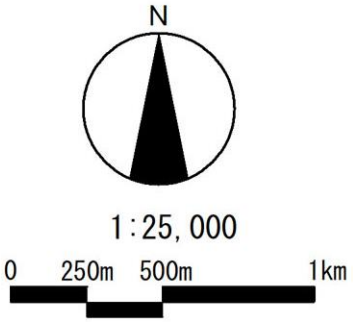

図 6-12　景観調査地点位置図

6-15　廃棄物等

6-15-1　予測の手法及びその選定理由

予測は、事業特性及び地域特性において廃棄物等に係る特別な条件等がないことから、表6-44に示すとおり、技術指針等において示されている一般的な手法を用いることとし、工事計画、事業計画及び再利用計画をもとに予測する。

表 6-44　廃棄物等に係る予測手法

影響要因	項目	予測事項	予測方法	予測地域	予測対象時期等
工事の実施	廃棄物等の種類、発生量並びにこれらの処理、再利用	建設発生土及び建設副産物の発生	工事計画をもとに廃棄物等の種類、発生量を算出すると共にこれらの処理・処分、再利用計画をもとに処理、再利用量を予測	対象事業実施区域	建設工事における工事期間
存在及び供用		計画施設の稼働に伴う焼却残渣等の発生	事業計画をもとに廃棄物等の種類、発生量を算出すると共にこれらの処理・処分、再利用計画をもとに処理、再利用量を予測		事業活動が定常の状態となる時期
その他（既存工作物の撤去）		既存工作物の撤去	工事計画をもとに廃棄物等の種類、発生量を算出すると共にこれらの処理・処分、再利用計画をもとに処理、再利用量を予測	既存施設区域	解体工事における工事期間

6-15-2　評価の手法及びその選定理由

評価は、事業特性及び地域特性において廃棄物等に係る特別な条件等がないことから、以下に示すとおり、技術指針等に示されている手法を用いる。

1. 環境影響の回避・低減

廃棄物等による影響が、実行可能な範囲内で出来る限り回避または低減されており、必要に応じてその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているか否かについて評価を行う。

2. 基準又は目標との整合性

国または三重県による環境保全上の基準または目標が示されている場合には、それらと予測結果との間に整合が図られているか否かについて評価を行う。

以上のことから、「三重県廃棄物処理計画」（平成28年3月）は平成32年度（令和２年度）までを計画対象期間としているため、今後新たな廃棄物処理計画が公表された場合は、その内容を満足しているか否かについて評価する。

6-16　温室効果ガス等

6-16-1　予測の手法及びその選定理由

予測は、事業特性及び地域特性において温室効果ガス等に係る特別な条件等がないことから、表 6-45に示すとおり、技術指針等において示されている一般的な手法を用いることとし、温室効果ガス等の発生量及び削減量を、事業計画等をもとに予測する。

表 6-45　温室効果ガス等に係る予測手法

影響要因	項目	予測事項	予測方法	予測地域	予測対象時期等
存在及び供用	温室効果ガス等	工作物の供用・稼働、エネルギーの使用による温室効果ガス等の排出量及び削減量	事業計画をもとに温室効果ガス等の発生量及び削減量を予測	対象事業実施区域及びその周辺	事業活動が定常状態となる時期の１年間

6-16-2　評価の手法及びその選定理由

評価は、事業特性及び地域特性において温室効果ガス等に係る特別な条件等がないことから、以下に示すとおり、技術指針等に示されている手法を用いる。

1. 環境影響の回避・低減

温室効果ガス等の発生が、実行可能な範囲内で出来る限り回避または低減されており、必要に応じてその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているか否かについて評価を行う。

2. 基準又は目標との整合性

国または三重県による環境保全上の基準または目標が示されている場合には、それらと予測結果との間に整合が図られているか否かについて評価を行う。

以上のことから、「三重県地球温暖化対策実行計画」（平成24年３月）及び「第３期伊勢市環境基本計画」（令和２年３月）の内容を満足しているか否かについて評価する。なお、「三重県地球温暖化対策実行計画」は2020年度までを計画対象期間としているため、今後新たな地球温暖化対策に係る計画が公表された場合は、その内容を満足しているか否かについて評価する。

第7章　その他

7-1　環境影響評価方法書の作成者及び業務受託者の氏名及び住所

7-1-1　環境影響評価方法書の作成者

名　称：伊勢市

住　所：三重県伊勢市岩渕１丁目７番29号

代表者：伊勢市長　鈴木 健一

7-1-2　業務受託者の氏名及び住所

名　称：八千代エンジニヤリング株式会社　三重事務所

住　所：三重県津市丸之内33-17　ナイトービル3F

代表者：所長　津野 博司

7-2　事業内容等に関する問い合わせ窓口

窓　口：伊勢広域環境組合　業務課

住　所：三重県伊勢市西豊浜町653番地

電　話：０５９６－３７－１２１８